

## 論文

## 「癩豫防」に関する二つの法律と沖縄社会

—「癩豫防ニ關スル法律」・「癩豫防法」および各「施行規則」と沖縄社会—

中村 文哉

Bun'ya NAKAMURA

本稿の主題は、1907年に公布された「癩豫防ニ關スル法律」(1907年法)と、それを1931年に改正した「癩豫防法」(1931年法)との比較を通して、両者の各條文間の異同を明らかにし、1907年法および1931年法との不連続性と連続性を明らかにする。更に1907年法および1931年法のそれぞれの「施行規則」の條文間の異同を追う。これらの法律・規則には、対応関係がみられるので、1907年法から1931年法に継承された点と、大きく改正された点を明らかにすることができる。更に1931年法「施行規則」の各條項に示された規定が、「癩豫防法施行細則(沖縄縣)」および「癩豫防法施行手続(沖縄縣)」という地方制度の各條項と、如何なる連関のもとに、盛り込まれていったのかを、それらの各條項から類推することを通して、当時の沖縄縣下のハンセン病問題の輪郭を、示したい。但し、本稿は、1931年法改正点の、大きな焦点となる〈従業禁止〉関連規定と〈生活費補給〉関連規定をめぐる地方制度の検討は、紙幅の都合上、別稿を用意する。本稿を端緒とする一連の考察の最終的な目的は、「癩豫防法」と沖縄社会との関連を、同法の関連地方制度である「癩豫防法施行細則(沖縄縣)」および「癩豫防法施行手続(沖縄縣)」の條文を踏まえて、捉え返すことにより、何が観えてくるのかを、示すことにある。その際の問題の所在は、ハンセン病療養所を前提とする「癩豫防法」は、その前提となる療養所なしに、如何に機能し、ハンセン病患者たちに、どの様な現実を帰結せしめたのかを、明らかにすることである。

キーワード: 沖縄縣、ハンセン病、「癩豫防ニ關スル法律」、「癩豫防法」、「癩豫防ニ關スル法律施行規則」、「癩豫防法施行規則」、「癩豫防法施行細則(沖縄縣)」、「癩豫防法施行手続(沖縄縣)」

## はじめに

筆者の問題関心は、1931年に公布された「癩豫防法」と沖縄社会との関連について、同法の関連地方制度である「癩豫防法施行細則(沖縄縣)」および「癩豫防法施行手続(沖縄縣)」の條文を踏まえることにより、当時のハンセン病を巡る社会的現実の幾許かを照射することにある<sup>(1)</sup>。

1907年に公布された「癩豫防ニ關スル法律」(以下、1907年法と略記)は、1931年に「癩豫防法」(以下、1931年法と略記)へと改正された。1907年法において、五つの地区に割り振られた道府縣連立療養所への収容対象は、「癩患者ニシテ療養

ノ途ヲ有セス且救護者ナキ者」、即ち浮浪病者に限定されていた。だが、国立療養所の整備のもとに改正された「癩豫防法」において、増設された国立療養所への収容対象は、「癩患者ニシテ病毒傳播ノ虞アル者」へと改正された。1907年法から1931年法への24年の間、国立療養所の増設に伴う収容キャパシティの増大が、ハンセン病患者の新たな収容機会を作りだした。こうした事情のもと、1931年法は、後に示す通り、国立療養所の増設に伴う収容キャパシティの増大を前提とした法理に整備された。

しかし、1931年の時点において、沖縄本島区に

ハンセン病療養所は実在しなかった。そのため、同区域のハンセン病患者たちは、法上は比較的自由に、療養形態を選択できる状況にはあった。しかし、それ故に、行旅病死という過酷な状況へと投げ出された患者たちも、少なくはなかった。

さて、ここで、一つの問いが立つ。上述の過酷な状況も含め、沖縄本島区のハンセン病患者たちの現実と「癩豫防法」は無関係であったのだろうか。この点が、本稿の主題である。

こうした問いが成り立つ当時の沖縄本島区に固有なその事情を、もう少し、敷衍しよう。

1938年11月に「沖縄縣立國頭愛楽園」が開園されるが、1944年の「10.10空襲」から勃発した沖縄戦により、愛楽園は壊滅状態に陥り、早田皓園長は、1945年4月、入所者に自由行動(=愛楽園の実質的解散)を指示した(『命』:447)。有事のもとでの療養所は、療養所でなくなることを、この事態は示唆する。

さて、「病毒傳播ノ虞アル」病者の収容規程をもつ「癩豫防法」は、病者を収容する療養所を前提とした法である。しかし、病者を収容する療養所がなければ、同法の法的効用は、十全に機能しない。この点を踏まえると、沖縄本島区において、「癩豫防法」が十全に機能した時期は、実質的にみて、愛楽園開園の1938年11月から1945年10月の沖縄戦までの約七年間であったことになる。その後、沖縄縣はアメリカの統治を受けることにより、「癩豫防法」と二つの関連地方制度が失効した。1972年の「本土復帰」により、行政権は日本に移管され、沖縄県のハンセン病医療行政は、1931年法を1953年に改正した「らい予防法」に基づくことになるが、特別措置により、退所および在宅療養が可能な、琉球政府時代の医療行政(「琉球ハンゼン氏病予防法」「琉球らい予防法」)が継続された。こうした経緯から、決して沖縄の全てのハンセン病経験者が抱くわけではないであろうが、「癩豫防法」と沖縄社会との関連について、次の様な考え方が、生じる。

かつて、筆者は、愛楽園の入園者であるXさんから、「沖縄では、癩豫防法に痛めつけられたと

感じている人は、少ないのでは」という語りを伺ったことがある<sup>(2)</sup>。愛楽園で聞き取りをしても、沖縄社会に「癩豫防法」が落とした大きな影響力を直接的に示す語りは、相対的に少ないという感覚が、筆者のフィールド経験のなかには、ある。

先の語りを頂いたXさんは、青木恵哉に熊本の「回春病院」行きを懇願したが、「待て」の繰り返しだったところ、同病院から帰省してきた同じシマの人に頼み、上熊本まで連れて行ってもらうが、回春病院と待労院の分かれ道で、「リデルに叱られるのでお前は連れて行けない。お前は待労院にいきなさい」といわれ、Xさんは「琵琶崎待老院」に入院した。Xさんによると、「私立療養所には、『予防法』はないも同然で、買物や畑にも自由に通っていたし、軍(第六師団)にウサギの毛を運ぶ『ウサギ組合』もあった」という。「待老院」に入院後、暫くして、Xさんは、帰省しようと鹿児島まで行き、船を待っていた。帰省が出来る点にも、当時の私立療養所が、如何に自由であったかを、窺うことができる。だが、乗船予定の船に、寺内元帥が同船することを知り、渡航をやめた。しかし、「待老院」入院者たちから餞別を貰った手前上、待労院に戻ることはできず、そこで止むなく選んだのが、「星塚敬愛園」への入園という選択肢であった。Xさんは、戦後、家族のことが心配で、「引揚」<sup>(3)</sup>を選択し、廃虚のなかにバラック屋が並ぶ愛楽園に転園した。しかし、敗戦により、行政分離された沖縄縣は「アメリカ世」となり、「癩豫防法」は失効していた。

こうしたXさんの事情を鑑みると、癩予防に関する二つの法律は、沖縄縣下のハンセン病問題に対して、大きな影響をもたらさなかったかの如き様相がみえてくるが、両者の関係を、この様に同定することが、果たして出来るのだろうか。本稿の主題は、この点について、立ち止まって考察することにある。

ところで、本稿では、「癩豫防法」の地方制度である同法「施行細則(沖縄縣)」および「施行手続(沖縄縣)」を取り上げるが、その理由についても、簡潔に触れておこう。

1907年公布の「癩豫防ニ關スル法律」から1931年改正の「癩豫防法」、更に1953年再改正の「らい予防法」までの変遷とハンセン病問題の関連を通史的に扱った先行研究として、(山本,1993)、(藤野,1994)、(森川,2004)を挙げることが出来る。

山本と藤野は、帝国議会での「法案審議」録を軸に、「癩豫防ニ關スル件」の制定過程を追い、同法の公布により、「隔離政策」が開始されたと指摘する(山本,1993:83ff, 藤野1994:13ff.)。更に、藤野は、この医療政策が、次第に、優生政策に組み込まれ、徹底されていったとする見解を示す。それらに対して、森川は、「癩豫防ニ關スル件」から、ハンセン病罹患者たちの「絶対隔離」が開始され、当時の沖縄県のハンセン病罹患者たちも人権被害を被ったとの見解を示す(森川,2005:35)。

しかし、これらの見解には、疑問の余地が残る。山本と藤野の見解に関しては、帝国議会での論議がそのまま法制化されるわけではなく、帝国議会での病者取締的な論議と「癩豫防ニ關スル法律」の各条文には、温度差がある。この点に関して、猪飼は、警察官僚出身の山根正次ら九人が第22回帝国議会衆議院に提出した『「癩豫防法」案』(猪飼,2016:64)に論及し、ハンセン病者の行動の自由を著しく制限する等、病者取締を主旨とする同法案が、「人権を侵害することが多い」点で法制局・岡野啓次郎からの、また厳しい状況にあった「地方公費」をさらに逼迫させる点で内務省地方局長・吉原三郎からの、反発を出来させ、同法案は衆議院では通ったが、貴族院では「議事に登ることなく不成立におわった」(猪飼,2016:71-72)という一連の事情を示しつつ、山根らによる法案と1907年法の落差を照射する(猪飼,2017:64ff)。

結果として、1907年法にも、山根らによる法案にも、更に「癩豫防法」および1953年改正「らい予防法」にも、「隔離」という文言は使用されおらず、更に優生手術であるワゼクトミーは、これら一連の改正法に盛り込むことができなかった。

森川の見解に関しては、当時の沖縄県において、ハンセン病罹患者の「絶対隔離」を実現させるには、なくてはならない療養所は構築されていなかった。

この点を鑑みると、当時の沖縄県において、森川が指摘する「絶対隔離」が、何故、成立するのか、説明がつかない。

更に、山本をはじめとするこれらの先行研究は、ハンセン病罹患者たちへの人権侵害の問題を、ハンセン病問題として定式化させることを前提としている。しかし、「癩豫防ニ關スル法律」、1931年改正「癩豫防法」、更に1953年再改正「らい予防法」も、その法的効力は、個々のハンセン病罹患者および患家へと、直接、及ぶのではない。廣川(2011)が大阪府の事例を踏まえて指摘する様に、国が定めた法は、「施行規則」等を媒介に、「癩豫防法施行細則(沖縄県)」および「癩豫防法施行手続(沖縄県)」といった地方制度の制定(場合によっては市町村水準の「施行細則」もありえる)のもとに、地域社会へと法的効力を及ぼし、それらの諸規程が地域社会の中で具体的に運用されることを通じて、個々のハンセン病罹患者・患家の現実に影響を及ぼす。それにも拘らず、藤野(1994)と森川(2005)は、これら地方制度を等閑視したまま、恰も国家が定めた法令が、直接、ハンセン病罹患者・患家の現実に影響を及ぼすかの如く、ハンセン病者の社会的現実が論述される。本稿は、廣川(2011)や猪飼(2016)のハンセン病研究の視座を踏襲して、沖縄県のハンセン病罹患者・患家の現実を照射する際の、解釈枠組の一つとして、地方制度に論及する。これが、本稿で、地方制度を取り上げる理由である。

以下、1では、1931年法の条文を、1907年法のそれとの異同を比較し、それらの法理間の連続性と非連続性を、考察する。2では、1907年法および1931年法「施行規則」の各條項間の異同を検討し、更に、1931年法「施行規則」の各條項が、同法の地方制度である「癩豫防法施行規則(沖縄県)」および「癩豫防法施行細則(沖縄県)」の各條項に、盛り込まれて行ったのかを、考察する。本稿でのこれらの検討は、1931年法改正の大きな焦点となった〈従業禁止規定〉および〈生活費補給規定〉を考察し、これらを通して、「癩豫防法」が当時の沖縄本島区のハンセン病者および患家に及

ばしたいいくつかの事態の考察へと差し向けられる。

## 註

- (1) 本稿は、日本学術振興会の科学研究費補助金による研究成果の一部である(基盤研究(C)、研究課題名「近代沖縄社会の癩予防法と沖縄疾病史からみたハンセン病者の諸現実に関する実証研究」(研究課題/領域番号17K04145))による研究成果の一部である。引用文中の下線は筆者によるものである。引用文で筆者が補った箇所は[ ]で示した。引用文中の下線部は、断りが無い限り、筆者によるものである。本稿では、固有名詞、引用文献、文脈において、「癩」「らい」「ライ」等の表記を使用する。この点は、予め、ご諒解頂きたい。本稿で引用した資料・記録・文献に散見される誤字・脱字の類は、修正を施さず、そのまま示した。
- (2) 以下のXさんの語りは、2005年6月27日に、愛楽園にあるXさんのお部屋で採録されたものである。
- (3) ここでいう「引揚」とは、1947年、GHQにより、帰還を希望する奄美・沖縄出身のハンセン病患者たちが、沖縄愛楽園に引き揚げた事態を指す。

## 1. 「癩豫防ニ關スル法律」と

### 「癩豫防法」の法理の異同

まず、1931年法の法理について、1907年法のそれと比較しながら、みていこう。以下、本稿での両法の条文引用は、前段に1931年法、後段に1907年法を、それぞれ示す。1931年法改正に伴う1907年法削除の条文箇所は、消去線を付し、削除されなかった条文箇所は、そのまま記載することにより、両方の改正箇所と改正されなかった箇所を明確に表記する工夫を施した。条文が改正されていない條項はそのまま示し、条文改正が文言の変更等、小幅な改正の條文に関しては、1907年法の條文の削除箇所に消去線を付し、続けて1931年法の改正箇所を太字で示した。以下、第一條規程から順にみていこう。

### 1-1. 第一條——醫師癩患者ヲ診断シタルトキ

1931年法第一條の規程は、以下の通り、1907年法と同一である。両法の第一條規程は、以下の通りである。

第一條 醫師癩患者ヲ診断シタルトキハ患者及家人ニ消毒其ノ他豫防方法ヲ指示シ且三日以内ニ行政官廳ニ届出ヘシ其ノ轉歸ノ場合及死體ヲ檢案シタルトキハ亦同シ

1907年法および1931年法の第一條は、診断に関わる規程である。医師は「癩患者」を診断した際には、「患者」と「家人」に「消毒其ノ他豫防方法」を「指示」し、「三日以内」に、「行政官廳」へ「届出」よ、患者が「轉歸ノ場合及死體ヲ檢案シタルトキ」も、「行政官廳」へ「届出」よ、という規定である。ここでの医師の届け出先は、警察官署ではなく、「行政官廳」である。

### 1-2. 第二條——癩患者アル家

#### 又ハ癩病毒ニ汚染シタル家ニ於テハ

1931年法第二條も、第一項は1907年法と同一であるが、「第二條ノ二」が添加された。両法の第二條の規程は、以下の通りである。

第二條 癩患者アル家又ハ癩病毒ニ汚染シタル家ニ於テハ醫師又ハ當該吏員ノ指示ニ從ヒ消毒其ノ他豫防方法ヲ行フヘシ

第二條ノ二 行政官廳ハ癩豫防上必要ト認ムルトキハ左ノ事項ヲ行フコトヲ得

- 一 癩患者ニ對シ業務上病毒傳播ノ疑ヒアル職業ニ從事スルヲ禁止スルコト
- 二 古着、古蒲団、古本、紙屑、襪、飲食物其ノ他ノ物件ニシテ病毒ニ汚染シ又ハ其ノ疑アルモノノ賣買若ハ授受ヲ制限シ若ハ禁止シ、其ノ物件ノ消毒若ハ廢棄ヲ

爲サシメ又ハ其ノ物件ノ消毒若ハ廢棄ヲ  
爲スコト

第二條第一項は、1907年法と同一であるが、「警察官署」ではなく、「醫師又ハ當該吏員」が、「癩患者アル家」および「癩病毒ニ汚染シタル家」に対して、「消毒其ノ他豫防方法ヲ行フ」「指示」を命じる規定になっている。

「第二條ノ二」では、「行政官廳」は、「癩豫防上必要ト認」める際の患者・患者家への指示内容の規定として、「業務上病毒傳播ノ疑ヒアル職業ニ従事スルヲ禁止」即ち「病毒傳播」の疑いのあるハンセン病者の従業禁止規定が示され、更にハンセン病患者の「病毒ニ汚染シ又ハ其ノ疑アル」「古着、古蒲団、古本、紙屑、襦袢、飲食物其ノ他ノ物件」の「賣買」「授受」の「制限」もしくは「禁止」、および「其ノ物件ノ消毒若ハ廢棄」を命じることが、追加された。しかし、ここで示された病菌汚染物は、「消毒」を行えば、「破棄」する必要がない点で、「傳染病豫防法」の厳格な患者使用物件の扱いとは、大きく異なる。

### 1-3. 第三條 病者収容規定

——「癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキモノ」(1907年法)から「癩患者ニシテ病毒傳播ノ虞アルモノ」(1931年法)へ

第三條は、1907年法および1931年法とも、病者の療養所への収容規程である。この点が、1931年法の大きな改正点の一つであるが、1907年法第三條規程も、継承されている。両法の第三條の規定は、以下の通りである。

第三條 行政官廳ハ癩豫防上必要ト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ癩患者ニシテ病毒傳播ノ虞アルモノヲ國立療養所又ハ第四條ノ規定ニ依リ設置スル療養所ニ入所セシムベシ  
必要ノ場合ニ於テハ行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ前項患者ノ同伴者又ハ同居者ニ對シテモ一時相當ノ救

護ヲナスヘシ

前二項ノ場合ニ於テ行政官廳ハ必要ト認ムルトキハ市町村長又之ニ準ズベキ者ヲシテ癩患者及其ノ同伴者又ハ同居者ヲ一時救護セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ市町村長又ハ之ニ準ズベキ者ニ於テ一時救護ヲ爲ス場合ニ要スル費用ハ必要アルトキハ市町村長又ハ之ニ準ズベキ者ニ於テ繰替支辨スベシ

第三條 癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキモノハ行政官廳ニ於テ命令ノ定ムル所ニ從ヒ療養所ニ入ラシメ之ヲ救護スヘシ但シ適當ト認ムルトキハ扶養義務者ニシテ患者ヲ引取ラシムヘシ

必要ノ場合ニ於テハ行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ前項患者ノ同伴者又ハ同居者ニ對シ一時相當ノ救護ヲ為スヘシ

前二項ノ場合ニ於テ行政官廳ハ必要ト認ムルトキハ市町村長(市制町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ市町村長ニ準スヘキ者)ヲシテ癩患者及其ノ同伴者又ハ同居者ヲ一時救護セシムルコトヲ得

1907年法および1931年法とも、第三條は、いずれも三つの項から成るハンセン病者の療養所への「収容」(「隔離」ではない)の決定に関しては、「警察官署」ではなく、「行政官廳」に法執行の裁量権がある。

しかし、1907年法および1931年法の収容方各規程には、収容対象者に関する大きな相違点がある。1907年法において療養所への「収容」対象とされたのは「癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキモノ」であり、〈癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有シ且救護者アルモノ〉は、「適當ト認ムルトキハ

扶養義務者ニシテ患者ヲ引取ラシムヘシ」と、「扶養義務者」を「救護者」と同定し、「引取」を命じる規定である。それに対して、1931年法において療養所への「収容」対象は、「癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキモノ」から「癩患者ニシテ病毒傳播ノ虞アルモノ」へと改正され、その収容場所は扶養義務者＝救護者および「療養所」から、「国立療養所」又は「第四條ノ規定ニ依リ設置スル療養所」（即ち「主務大臣」が「設置ヲ命ずる「二以上ノ道府縣ヲ指定シ其ノ道府縣内ニ於ケル前條ノ患者ヲ収容スル爲必要ナル療養所」）に「入所セシムベシ」と、改正された。

この改正において、ハンセン病者の「国立」または道府縣連合立の「療養所」への「収容」に際しては、まず、「癩患者ニシテ病毒傳播ノ虞アルモノ」と〈癩患者ニシテ病毒傳播ノ虞ナキモノ〉とを識別する病態の診断を要する。この件に関して、1907年法での「癩豫防ニ關スル件施行手続（沖縄縣）」の「附録」にある、「様式一號」の「癩患者名簿」には、「診断又ハ檢診年月日」「診断醫氏名」「患者ノ措置」「生活ノ状況」の記載欄が確認できるのだが、これに相当する1931年法の「癩豫防法施行手続（沖縄縣）」の「附則」には「病類別」「病況」の記載欄が設けられている。更に、1907年法「附録」「様式二號」は「癩患者（同伴者 同居人）所持金具物件簿」、同「第三號」は「救護費請求書」、同「第四號」は「癩患者送致書」であり、これらは、ハンセン病者の「病類別」「病況」とは関連なく、1907年法では、最初から病態判断は盛り込まれていなかった。1931年法においては、ハンセン病者の「病類別」「病況」、即ち病態診断の実施に関する規定は、ハンセン病関連地方制度により、現地での医療事情に応じて、運用されていた点が、推察される。1907年法から1931年法への改正に伴う「癩患者名簿」の変更については、後の2-2-2-2で詳述する。

第三條第二項は、「必要ノ場合ニ於テハ行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ前項患者ノ同伴者又ハ同居者ニ對シテモ一時相当ノ救護ヲナスヘシ」とする1907年法第三條第二項規程が、1931年法第三

條に、そのまま継承された。同項は、「前項患者」のみならず、「同伴者又ハ同居者」にも「一時相当ノ救護ヲナスヘシ」とあり、「患者」・「同伴者又ハ同居者」への「一時相当ノ救護」を行う救恤規定ということができよう。この点で、1907年法の救恤法的性格は、1931年法にも引継がれたとみることができよう。

第三條第三項は、1907年法においてはハンセン病者・同伴者・同居者の「一時」「救護」の主体（法的責任者）のみの規定であり、その法的責任の所在は、「市町村長（市制町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ市町村長ニ準スヘキ者）」であった。他方、1931年法において「一時救護」の法的責任者は、「市町村又ハ之ニ準ズベキ者」と、1907年法と同一の規定ではあるが、「一時救護ヲ爲ス場合ニ要スル費用」は、「市町村又ハ之ニ準ズベキ者」が「繰替支辨スヘシ」とあり、一時的にせよ、地方財政の負担となる。

#### 1-4. 第四條——療養所設置に関する規定

第四條は、1907年法および1931年法とも、療養所設置に関する規程である。同條は、1907年法では全四項から成るが、「四條ノ二」は、1907年公布当初にはなかった條文である。即ち同條文は、1916年（大正5）3月10日公布の「法律第二十一號」（明治四十年法律第十一號中改正法律）により、添加された懲戒・検束規定である。第四條は、1931年法では1907年法第三項が削除され、全三項の構成となる。両法の第四條の規程は、以下の通りである。

第四條 主務大臣ハ二以上ノ道府縣ヲ指定シ其ノ道府縣内ニ於ケル前條ノ患者ヲ収容スル爲必要ナル療養所ノ設置ヲ命スルコトヲ得  
前項療養所ノ設置及管理ニ關シ必要ナル事項ハ主務大臣之ヲ定ム  
主務大臣ハ私立ノ療養所ヲ以テ第一項ノ療養所ニ代用セシムルコトヲ得

第四條ノ二 前條ノ療養所ノ長ハ命令ノ定ム

ル所ニ依リ被救護者入所患者ニ  
對シ必要ナル懲戒又ハ檢束ヲ加  
フルコトヲ得

1931年法第四條第一項の「主務大臣ハ二以上ノ道府縣ヲ指定シ其ノ道府縣内ニ於ケル前條ノ患者ヲ收容スル爲必要ナル療養所ノ設置ヲ命スルコトヲ得」の條文は、1907年法規程がそのまま継承された。1931年法第三條では、1907年法が前提としていた道府縣連合立の療養所に加えて、既に確認した通り、「國立療養所」への病者「收容」規定となっているが、ハンセン病療養所の定員増の整備は進んだものの、依然として、定員枠が充分ではない現状認識に基づき、更なる療養所設置を道府縣に促す規定であると考えられる。

1907年法および1931年法の第四條第二項では、新たなハンセン病療養所の「設置」および「管理」に関しては、「主務大臣」が、その詳細を規定する権限を持つ。

1931年法で削除された1907年法第四條第三項は、「私立療養所」を、道府縣立療養所および「國立療養所」の代替として使用する権限が「主務大臣」に認められていた。だが、1907年法で認められていたその規定が、1931年法下において、削除された。爾來、私立療養所の立ち位置が変容していくことが推察される。

1931年法第四條第三項に相当する「第四條ノ二」では、「前條ノ療養所ノ長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ被救護者入所患者ニ對シ必要ナル懲戒又ハ檢束ヲ加フルコトヲ得」と、「懲戒又ハ檢束」の対象が「被救護者」から「入所患者」へと改正された。この点からは、1907年法下では、道府縣連合立療養所入所患者は、「被救護者」として、法的に位置づけられていたことになろうか。この点にも、1907年法の救恤的性格を読み込むことができよう。

### 1-5. 第五條

——「救護費用」規定(1907年法)から「私立ノ癩療養所ノ設置及管理」規定(1931年法)へ  
第五條は、1907年法では「救護ニ要スル費用」

に関する規定であったが、1931年法では、「私立ノ癩療養所ノ設置及管理」に関する「必要ナル事項」は、「主務大臣」が「之ヲ定ム」とする規定であり、この條項に関しては、1907年法と1931年法の間に対応関係は、みられない。両法の第五條規程は、以下の通りである。

第五條 私立ノ癩療養所ノ設置及管理ニ關シ  
必要ナル事項ハ主務大臣之ヲ定ム

第五條 救護ニ要スル費用ハ被救護者ノ負担  
トシ被救護者ヨリ辨償ヲ得サルトキ  
ハ其ノ扶養義務者ノ負担トス  
第三條ノ場合ニ於テ之カ爲要スル費用  
ノ支辨方法及其ノ追徴方法ハ勅令  
ヲ以テ之ヲ定ム

1907年法第五條は、原則として、「救護ニ要スル費用」を「被救護者」の「負担」とし、その負担が不可能である場合には、「其ノ扶養義務者」の「負担」とする規程である。同條第二項では、第三條規程にある「療養ノ途ナキ」病者および〈療養ノ途アル〉病者の「一時救護」および送致に「要スル費用ノ支辨方法及其ノ追徴方法」は「勅令」によって「定」めるとする規定であり、弁済に国家が介入することになる。

これらの規定に対し、1931年法では、「私立ノ癩療養所」の「設置及管理」に関する「必要ナル事項」が、私立療養所の経営者ではなく、「主務大臣」が「之ヲ定」めることになり、私立療養所の「設置及管理」に関わる規定は、私立療養所の経営者ないし療養施設自身によっては定められず、私立療養所への国家の介入を法的に正当化せざる規定となる。

### 1-6. 第六條——扶養義務者への病者引取方と救護費弁済方(1907年法)から

「生活費補給」(1907年法)の件へ

第六條は、1907年法においては扶養義務者への引取命令と救護費の弁済方の規定であったの対

して、1931年法においては、「従業禁止」に伴う「生活費」の「補給」に関わる規程となり、大きな改正点がみられる。両法の第六條規程は、以下の通りである。

第六條 北海道地方費又ハ府縣ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ第二條ノ二第一號ノ規定ニ依ル従業禁止又ハ第三條第一項ノ規定ニ對シ其ノ生活費ヲ補給スベシ

第六條 扶養義務者ニ對スル患者引取ノ命令及費用辨償ノ請求ハ扶養義務者中ノ何人ニ對シテモ之ヲ爲スコトヲ得但シ費用ノ辨償ヲ爲シタル者ハ民法第九百五十五條及第九百五十六條ニ依リ扶養ノ義務ヲ履行スヘキ者ニ對シ求償ヲ爲スコトヲ妨ケス

1907年法第六條は、同法第五條を享けて、「扶養義務者ニ對スル患者引取ノ命令及費用辨償ノ請求」は、「扶養義務者」であれば、誰にでも請求することができるが、「費用ノ辨償」を行う者は、「民法第九百五十五條及第九百五十六條」の規定により、「扶養義務者」という枠を超えて、「扶養ノ義務ヲ履行スヘキ者」に対しても「求償」することを妨げないという規定である。この規定によると、一時救護方・療養所送致方の経費は、あくまで「扶養義務者」ならびに「扶養ノ義務ヲ履行スヘキ者」が負担するという主旨であり、市町村および府縣は、病者・患家・親戚一同へと経費の負担を広く請求することができる規定であった。この件に関わる1931年法の規程は、同法第七條に移された。

他方、1931年法では、「北海道地方費又ハ府縣」は「命令ノ定ムル所」に従い、「第二條ノ二第一號」の規程に従い、「従業禁止」者が発生した場合、あるいは「第三條第一項」にある「病毒傳播ノ虞アル」病者が、「國立癩療養所」・「道府縣立」の療養所に「収容」された場合には、その同居者・同伴者には「生活費」の「補給」が受けられる規

定になっている。前者は、単に「従業禁止」となったが療養所には行かず、私宅療養を継続する患家・家族に対しての「生活費」の「補給」である。後者は、「國立癩療養所」・「道府縣立」の療養所に稼得者が「収容」され、残された家族・患家への「生活費」の「補給」である。1931年法第六條規程は、「同居者・同伴者」ないし患家の家族に対する社会保障を含意する以上、この條項は、患家家族への救恤を目的としていることになる。

### 1-7. 第七條——負担費目の変更と沖繩縣の扱い

1907年法および1931年法の第七條は、「號」が大きく改正された。1907年法の第七條では、「北海道地方費又ハ府縣」の「負擔」となる「諸費」目に関する規程であるが、ここでの「諸費」「負擔」には、特定地域に対する国庫負担の枠が設けられていた。即ち、1907年法公布当初では、「沖繩縣及東京府伊豆七島小笠原島」は「國庫ノ負擔」であったが、1916年(大正5)3月10日公布の「法律第二十一號」(明治四十年法律第十一號中改正法律)により、添加された懲戒・検束規定追加の改正とともに、「沖繩縣及」の箇所が削除された。

1931年法の第七條第一項に継承された「號」は、1907年法の第七條「第二號」の「檢診ニ關スル諸費」および1907年法第七條第一項「第三號」の「其ノ他道府縣ニ於テ癩豫防上施設スル事項ニ關スル諸費」であるが、1931年法下では、これらの費用は「東京府伊豆七島小笠原島」は国庫負担、「北海道地方費」および「沖繩縣」を含む「府縣」が肩代わりする規定に改正された。1931年法では、これら以外の「號」が改正された。1907年法は全三項、第一項が三つの「號」を持つ構成が、1931年法では全二項、第一項が四つの「號」を持つ構成に、変わった。両法の第七條規程は、以下の通りである。

第七條 左ノ諸費ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス

一 第二條ノ二第二號ノ規定ニ依リ行政官廳ニ於テ物件ノ消毒又ハ廢棄ヲ爲ス場合ニ要スル諸費

- 二 入所患者（国立癩療養所入所患者ヲ除ク）及一時救護ニ關スル諸費
- 三 検診ニ關スル諸費
- 四 其ノ他道府縣ニ於テ癩豫防上施設スル事項ニ關スル諸費

第七條ノ二 本法ニ依リ北海道地方費又ハ府縣ニ於テ負擔スベキ費用ハ東京府伊豆七島及小笠原島ニ於テハ國庫ノ負擔トス

第七條 左ノ諸費ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス但シ沖繩縣及東京府伊豆七島小笠原島ニ於テハ國庫ノ負擔トス

- 一 被救護者又ハ其ノ扶養義務者ヨリ辨償ヲ得サル救護費
- 三 検診ニ關スル費用
- 三 其ノ他道府縣ニ於テ癩豫防上施設スル事項ニ關スル諸費

第四條第一項ノ場合ニ於テ其ノ費用ノ分担方法ハ関係地方長官ノ協議ニ依リ之ヲ定ム若シ協議調ハサルトキハ主務大臣ノ定ムル所ニ依ル第四條第三項ノ場合ニ於テ關係道府縣ハ私立ノ療養所ニ對シ必要ナル補助ヲ爲スヘシ此ノ場合ニ於テ其ノ費用ノ分擔方法ハ前項ノ例ニ依ル

第七條の「號」の改正は、以下の点である。

1907年法第七條の「第一號」は、「被救護者又ハ其ノ扶養義務者」より「辨償」を「得」られない「救護費」に関する規定であり、これらは、「沖繩縣及東京府伊豆七島小笠原島」を除き、「北海道地方費」および沖繩縣を含む「府縣」が肩代わりすることになる。

これに対して、1931年法第七條の「第一號」は、「第二條ノ二」の「第二號」規程にある「行政官廳ハ癩豫防上必要ト認ムルトキハ左ノ事項」とし

て、「古着、古蒲団、古本、紙屑、襤褸、飲食物其ノ他ノ物件」等の「病毒ニ汚染シ又ハ其ノ疑アルモノ」の「物件ノ消毒若ハ廢棄ヲ爲サシメ又ハ其ノ物件ノ消毒若ハ廢棄ヲ爲スコト」とする消毒と破棄に関する「諸費」の規定であり、これらは「沖繩縣」を含む「北海道地方費又ハ府縣ノ負擔」となる。

1931年法第七條に新設されたのは、「第二號」の「入所患者（国立癩療養所入所患者ヲ除ク）及一時救護ニ關スル諸費」が、「國庫ノ負擔」となる「東京府伊豆七島及小笠原島」を除き、「北海道地方費」および沖繩縣も含む「府縣」による負担となった。これにより、「国立癩療養所」以外の入所患者費用と「一時救護」の費用は、「東京府伊豆七島及小笠原島」を除き、各地方縣の負担となった。

ところで、1907年法第七條の第二項・第三項は、1931年法では削除された。

まず、1907年法第七條第二項は、1907年法「第四條第一項」の「主務大臣ハ二以上ノ道府縣ヲ指定シ其ノ道府縣内ニ於ケル前條ノ患者ヲ收容スル爲必要ナル療養所ノ設置ヲ命スルコトヲ得」に関して、各道府縣間の設置方の「其ノ費用ノ分担方法」は「関係地方長官ノ協議」によるが、「若シ協議調ハサル」場合には、「主務大臣ノ定ムル所」という規定であった。

1907年法第七條第三項は、1907年法「第四條第三項」で規定された「主務大臣ハ私立ノ療養所ヲ以テ第一項ノ療養所ニ代用セシムルコトヲ得」に関して、「關係道府縣ハ私立ノ療養所ニ對シ必要ナル補助」を行い、「其ノ費用ノ分擔方法」は、「前項ノ例」即ち「関係地方長官ノ協議」によるが、「若シ協議調ハサルトキハ主務大臣ノ定ムル所」とよるとする規定であった。

1907年法第四條第三項は道府縣連合立療養所の代替機関として私立療養所への「代用」措置をとり、それを踏まえた1907年法第七條第三項では私立療養所への道府縣からの「補助」を定めた規定であった。だが、これらは1931年法において、すべて廃止された。但し、私立療養所に関しては、1931年法第五條に「私立ノ癩療養所ノ設置及管理

ニ關シ必要ナル事項ハ主務大臣之ヲ定ム」とあり、同條文の「管理ニ關シ必要ナル事項」に「補助」の件が含まれたと解釈する余地が残る。また、こうした削除の背景には、国立療養所の整備計画があったと考えられる。

### 1-8. 第八條——負担費用をめぐる「國庫」と「道府縣」の割合

第八條は、1907年法および1931年法とも、「國庫」による「道府縣」への「六分ノ一乃至二分ノ一」の「補助支出」に関わる規定であるが、大きな改正点はなく、1907年法第八條規程に対応する同法第七條規程の影響に関して、「前條」を削除することにより、1931年法第八條の整合性を維持せしめたにとどまる。第八條規程は以下の通りである。

第八條 國庫ハ前條第六條及第七條ノ規定ニ依ル道府縣ノ支出ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ六分ノ一乃至二分ノ一ヲ補助スルモノトス

### 1-9. 第九條——診断規定

第九條は、三つの項で構成された「指定」医師の診断に関する規定であり、1931年法は、1907年法第九條の條文を、ほぼそのまま継承している。第九條規程は、以下の通りである。

第九條 行政官廳ニ於テ必要ト認ムルトキハ其ノ指定シタル醫師ヲシテ癩又ハ其ノ疑アル患者ノ檢診ヲ行ハシムコトヲ得  
癩ト診断セラレタル者又ハ其ノ扶養義務者親族ハ行政官廳ノ指定シタル醫師ノ檢診ヲ求ムルコトヲ得  
行政官廳ノ指定シタル醫師ノ診断ニ不服アル患者又ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ更ニ檢診ヲ求ムルコトヲ得

第九條第一項では、警察官署ではなく、「行政官廳」が「必要ト認ムルトキ」は、「其ノ指定シタ

ル醫師」に、「癩又ハ其ノ疑アル患者」を「檢診」させるという規定である。第二項では、第九條のうち唯一の改正点が、「癩ト診断セラレタル者」および「其ノ扶養義務者」だけではなく、それを含む上位概念である「親族」にまで枠を広げて、「行政官廳ノ指定シタル醫師ノ檢診」を自ら請求できる規定に改正された。

第九條第二項は、コレラ疑似症状の誤診に対する対策として、「傳染病豫防法」に盛り込まれた條項を踏襲した規定内容である。第九條第三項は、「行政官廳ノ指定シタル醫師ノ診断」に「不服」のある「患者」ないし「命令ノ定ムル所ニ從ヒ更ニ檢診ヲ求」める患者・患家・親族の利害状況を慮る再檢診の申請とみることができるといえる。

### 1-10. 第十條——罰則規定

第十條は、1907年法および1931年法とも、ハンセン病の診断時における医師の、「行政官廳」への「届出」に関する罰則規定である。1931年法には、1907年法第十一條の條文の原型を留めた「第十條ノ二」が添加される。だが、新たに添加されたこの1931年法「第十條ノ二」は、1907年法第十一條の條文を継承して、1907年法第十條に示された「五十圓以下ノ罰金」を、1931年法第十條に示された「科料」の賦課へと、改正したものである。両法の第十條規程は、以下の通りである。

第十條 第一條ノ規定ニ違反シ又ハ第二條ノ二ノ規定ニ依ル行政官廳ノ處分ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十條ノ二 第二條ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

第十條 醫師第一條ノ届出ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ届出ヲ爲シタル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

1907年法第一條において、「醫師」は「癩患者ヲ診断シタルトキ」、「患者及家人」に「消毒其ノ他豫防方法」を「指示」し、「且三日以内」に「行政官廳」へ「届出」をなし、「其ノ轉歸ノ場合」および「死體ヲ検案」した場合も、「三日以内ニ行政官廳ニ届出」ることが義務づけられ、1907年法第十條は、患者が「轉歸」の場合および「死體ヲ検案」の場合も、「三日以内ニ行政官廳ニ届出」ることが義務づけられている。これらに関して、1907年法第十條では、「醫師第一條ノ届出ヲ爲サス」または「虚偽ノ届出ヲ爲シタル」医師には、「五十圓以下ノ罰金」に処すとする規定である。

他方、1931年法第十條には、第一に、同法第一條規程にある「消毒其ノ他ノ豫防法」の「指示」および患者診断時・患者の「轉歸」・「死體検案」に関する「三日以内」での、医師による「行政官廳」への届出の規定、第二に、1931年法第二條ノ二第一號にある「業態上病毒傳播ノ虞アル職業」への従業禁止の執行という「行政官廳」による「處分」規定、第三に、1931年法「第二條ノ二」第二號にある病毒汚染の「虞アルモノ」の「売買」「授受」の禁止と「消毒」「破棄」の執行に関わり、「行政官廳」の、「處分」規定への「違反」に対する罰則規定である。第一の届出違反は、医師に対して、「百圓以下ノ罰金又ハ科料」を課すという規定であり、第二および第三の行政による「處分」に従わない者に対して、二十圓以下の「科料」を課す規定である。

1907年法の規定と比較した1931年法第十條規程の特徴は、以下の二点に整理できよう。第一に、1907年法第一條規程に違反した医師には、1907年法第十條における1907年法第一條違反医師への罰金は「五十圓以下ノ罰金」であったが、1931年法第十條では、罰金を増額して、「百圓以下ノ罰金又ハ科料」を課す規定であり、1907年法第十條よりも厳罰化への方向で、改正された。第二に、1931年法「第二條ノ二」第一號の行政による従業禁止「處分」に従わない病者、同法「第二條ノ二」第二號の所有物品の「消毒」「破棄」に応じない病者・同伴者・同居人にも、1907年法ではなかつ

た「科料」の罰則が新設された。1931年法「第二條ノ二」規程に関わるこれらの罰則は、行政措置による強制執行を前提にしており、「病毒傳播」のリスクに関わる取締的な行政衛生の法理に基づくと考えることができよう。

1931年法第十條規程は、「病毒傳播ノ虞」を前提とした法理に基づき、「病毒傳播ノ虞アル」職業への従業禁止や物品の扱方を含む規定を含む点で、「療養ノ途ナク且救護者ナキモノ」から「病毒傳播ノ虞アルモノ」への、即ち1907年法から1931年法への大きな改正点を、反映している。

## 1-11. 第十一條

### ——「漏泄」(守秘義務)の罰則規定

第十一條は、1907年法および1931年法とも、「醫師」および「公務員」への罰則規定であるが、1931年法第十一條は、病者情報の「漏泄」即ち守秘義務に関する、新たに盛り込まれた規程である。

両法の第十一條の條文は以下の通りである。

第十一條 醫師若ハ醫師タリシ者又ハ癩豫防事務ニ關係アル公務員又ハ公務員タリシ者故ナク業務上取扱ヒタル癩患者又ハ其ノ死者ニ關シ氏名、住所、本籍、血統關係又ハ病名其ノ他癩タルコトヲ推知シ得ベキ事項ヲ漏泄シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十一條 第三條ニ違反シタル者ハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス

まず、1907年法第十一條の條文は、先に指摘した通り、1931年法「第十條ノ二」に、ほぼ同文のまま移された。

次に、1931年法第十一條は、「醫師若ハ醫師タリシ者」または「癩豫防事務ニ關係アル公務員又ハ公務員タリシ者」は、「故ナク業務上取扱ヒタル癩患者又ハ其ノ死者ニ關シ氏名、住所、本籍、血統關係又ハ病名其ノ他癩タルコトヲ推知シ

得べき事項」を「漏泄」した場合には、「六月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金」に処すという、病者・死者に対する厳格な守秘義務の遵守規定である。この件に関しては、1907年法「施行規則」第一條第二項の條文「癩患者ヲ診断シタル醫師ハ故ナク其ノ事実ヲ漏泄スルコトヲ得ス」を原型とするが、ここでの罰則の対象は「醫師」に限定されていたのに対して、1931年法第十一條では、「癩豫防事務ニ關係アル公務員又ハ公務員タリシ者」へと、取締の対象が拡張され、この件も、厳罰化の方向で改正されている。この背景には、社会に蔓延するハンセン病者たち、および患者に対する偏見という厳しい現実が、窺える。

なお、1931年法第十一條の「漏泄」（守秘義務）に関する罰則規程は、「癩豫防法施行手続（沖縄縣）」第十七條規程に、以下の通り、反映されている。

第十七條 癩ニ關スル文書ハ機密文書ノ取扱ヲ為スヘシ

### 1-12. 第十二條——「死亡シタル癩患者ノ死體又ハ遺留物件ノ取扱ニ關スル」規定

第十二條は、1907年法および1931年法とも、ハンセン病患者の死亡時に関する規定であるが、1931年法第十二條は1907年法第十二條を、ほぼそのまま継承している。両法の條文は、以下の通りである。

第十二條 行旅死亡人ノ取扱ヲ受クル者ヲ除クノ外行政官廳ニ於テ救護中療養所ニ入所中又ハ第三條第二項及第三項ノ規定ニ依ル一時救護中死亡シタル癩患者ノ死體又ハ遺留物件ノ取扱ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

1907年法第十二條では、まず、「行旅死亡人ノ取扱ヲ受クル者」を除き、「行政官廳ニ於テ救護中」および「療養所ニ入所中」に「死亡」した「癩患者ノ死體又ハ遺留物件ノ取扱」方は、「行政官廳」

「市町村長」の「命令ヲ以テ之ヲ定ム」とする規定である。しかし、1907年法第十二條は同第三條第二項および第三項の條項を享けるため、その規定の対象範囲は、同條文規定以外にまで広がる。即ち、1907年法および1931年法とも同文である「第三條第二項」に示された「必要ノ場合ニ於テハ行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ前項患者（即ち「癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキモノ」）ノ同伴者又ハ同居者ニ對シ一時相当ノ救護ヲナスヘシ」、および1907年法での市制施行に関わる括弧で付された規定は1931年法では削除された以外はほぼ同文の「第三項ノ規定」にある「前二項ノ場合（即ち「癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキモノ」およびその「同伴者又ハ同居者」）ニ於テ行政官廳ハ必要ト認ムルトキハ市町村長又之ニ準ズベキ者ヲシテ癩患者及其ノ同伴者又ハ同居者ヲ一時救護」していた際に、「死亡シタル癩患者ノ死體又ハ遺留物件ノ取扱ニ關スル規定」は、「行政官廳」「市町村長」の「命令ヲ以テ之ヲ定ム」とする規定であった。1931年法では、その対象は、「行旅死亡人ノ取扱ヲ受クル者」および「行政官廳ニ於テ救護中」の病者・同伴者・同居者を除外して、「療養所ニ入所中」又は「第三條第二項」及び「第三項ノ規定」による「一時救護中死亡シタル癩患者」の「死體又ハ遺留物件ノ取扱ニ關スル規定」は「命令ヲ以テ之ヲ定ム」と、法の適用対象が限定されている。この点に、1931年法が療養所を前提とした法理へと整備された点を窺うことができる。

### 1-13. 小括

以上で、1931年法の法理を、1907年法のそれと比較しながらみてきた。1931年法改正により、「癩豫防ニ關スル法律」から「癩豫防法」へと、名称こそ変更された。だが、1931年法の法理は、既に見てきた様に、各條項相互の相違こそあるものの、大筋において、1931年法は1907年法の條項との対応関係を保ちつつ、改正されている。この点で、両者は、連続性を維持しているとみることができよう。そして、そうである以上、「癩患者ニシテ

療養ノ途ナク且救護者ナキモノ」から「癩患者ニシテ病毒傳播ノ虞アルモノ」を対象とする法理へと改正されてはいるものの、1907年法の病者患者への救恤的性格は、1931年法においても、第三條の病者・同伴者・同居者の「一時救護」や、第六條の「生活費ノ補給」に継承されているとみることができる。特に、1931年法第六條の「生活費ノ補給」は、〈病毒傳播ノ虞ナキ〉ハンセン病患者・患者の私宅療養に資する側面を持つ点は、特筆すべきであろう。尚、この点に関しては、別稿を準備したい。

更に、1931年法は、1907年法同様、療養所入所者に対する「懲戒検束」條項はあるものの、ハンセン病の人権侵害を象徴する「隔離」「強制隔離」「ワゼクトミー」「墮胎」といった事項は盛り込まれていない点も、指摘しておく。

## 2. 「癩豫防ニ關スル件施行規則」と「癩豫防法施行規則」との異同

「癩豫防ニ關スル法律」および「癩豫防法」は、如何なる運用可能性を持っていたのだろうか。以下ではこの点について、「癩豫防ニ關スル件施行規則」と「癩豫防法施行規則」との異同を踏まえながら、みていこう。

「明治四十年法律第十一號癩豫防ニ關スル法律施行規則」は、1907年(明治40)7月20日に「明治四十年内務省令第十九號」として公布された。一方、「癩豫防法施行規則」は、1931年(昭和六)7月15日、「内務省令第十六號癩豫防法施行規則」として、公布された。以下、本稿では、1907年法および1931年法「施行規則」の引用の仕方は、本稿1でのそれを踏襲する。以下、引用條文の前段は1931年法「施行規則」規程、後段は1907年法「施行規則」規程となる。

### 2-1. 「施行規則」第一條

#### ———醫師による病者診断届出規程

1907年法および1931年法「施行規則」第一條は、醫師による病者診断の届出先に関する規程である。

1907年法「施行規則」第一條は二項から成るが、1931年法「施行規則」は、1907年法を踏襲した一項のみから成る。各規程は、以下の通りである。

第一條 癩豫防法第一條ノ届出ハ患者又ハ死體所在地ノ警察官署ニ之ヲ爲スベシ

第一條 明治四十年法律第十一號第一條ノ届出ハ患者又ハ死體所在地ノ警察官署ニ之ヲ爲スベシ  
癩患者ヲ診察シタル醫師ハ故ナク事実ヲ漏泄スルコトヲ得ス

1907年法および1931年法の第一條規程は、醫師が「癩患者」を診断したとき、また醫師が診断したその病者の「転歸」を確認した際、ならびに「死體検案」の際に、その醫師は、「三日以内」に「行政官庁」まで「届出」よ、という規定であった。それに対して、1907年法および1931年法の「施行規則」において、醫師は、上述の場合、「患者又ハ死體所在地ノ警察官署」まで「届出」よ、という規定になっている。1907年法および1931年法第一條の條文では、醫師は「行政官廳」に「届出」なければならぬと規定されていたが、「施行規則」においては、1907年法および1931年法とも、病者ないし病死者遺体が所在する「警察官署」への「届出」が義務づけられており、両法における條文上の規定と両「施行規則」は、届け出先機関の特定に関して、一致していない。

1907年法「施行規則」第一條第二項の「癩患者ヲ診察シタル醫師ハ故ナク事実ヲ漏泄スルコトヲ得ス」の規定は、1931年法第十一條の、醫師・公務員による病者情報の守秘義務に関わる罰則規程に、文言を修正して継承されている。1931年法第十一條の條文を再掲しておく。

第十一條 醫師若ハ醫師タリシ者又ハ癩豫防事務ニ關係アル公務員又ハ公務員タリシ者故ナク業務上取扱ヒタル癩患者又ハ其ノ死者ニ關シ氏名、

住所、本籍、血統關係又ハ病名其  
ノ他癩タルコトヲ推知シ得ベキ事  
項ヲ漏泄シタルトキハ六月以下ノ  
懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

所ニ在リテハ内務大臣、道府縣  
ノ療養所ニ在リテハ管理者タル  
地方長官ノ承認ヲ求ムルコトヲ  
要ス

## 2-2. 「施行規則」 第二條

### — 「療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキモノ」 (1907年法) から

#### 「病毒傳播ノ虞アルモノ」 (1931年法) へ

次に、1907年法および1931年法「施行規則」第  
二條をみてみよう。

1931年法「施行規則」第二條は全五項から成る。  
両法の第二條の條文は、1907年法の「癩患者ニシ  
テ療養ノ途ナク且療養ノ途ナキモノ」から、1931  
年法の「癩患者ニシテ病毒傳播ノ虞アルモノ」へ  
の、療養所収容対象者が、大きく改正されている。  
1907年法および1931年法「施行規則」第二條規程  
は、以下の通りである。

第二條 癩患者ニシテ病毒傳播ノ虞アルモノ  
アルトキハ警察官署ハ患者ノ所在、  
環境及病狀等ヲ具シ地方長官ニ報告  
スベシ

地方長官ニ於テ前項ノ報告ヲ受ケタ  
ル場合癩豫防上必要ト認ムルトキハ  
所定ノ療養所ニ照會ヲ經タル上送致  
ノ手續ヲ爲スベシ

警察官署ハ必要ト認ムルトキハ第一  
項ノ癩患者又ハ其ノ同伴者若ハ同居  
者ニ對シ一時相當ノ救護ヲ爲シ又ハ  
市町村長若ハ之ニ準ズベキ者ヲシテ  
之ヲ爲サシムベシ

第二條ノ二 療養所ノ長ハ病毒傳播ノ虞アル  
癩患者ニシテ直接入所ヲ申出タ  
ルモノアルトキハ特ニ必要ト認  
ムル場合ニ限り前條ノ規定ニ拘  
ラズ之ヲ直ニ收容スルコトヲ得  
前項ノ規程ニ依リ收容シタル場  
合ニ於テ療養所ノ長ハ國立療養

第二條 癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救  
護者ナキモノアルトキハ警察官署ハ  
一時之ヲ救護シ又ハ市町村長ヲシテ  
一時之ヲ救護セシメ其ノ旨ヲ患者ノ  
家族又ハ扶養義務者ニ通知シ且患者  
ノ本籍、住所、氏名及病況竝扶養義  
務者ノ住所、氏名等ヲ具シ地方長官  
ニ報告スヘシ

地方長官ニ於テ前項ノ報告ヲ受タル  
トキハ療養所ニ照會ヲ經タル上送致  
ノ手續ヲ爲スヘシ但シ適當ト認ムル  
扶養義務者アルトキハ之ニ對シ患者  
ノ引取ヲ命スヘシ

警察官署ハ必要ト認ムルトキハ第一  
項ノ癩患者又ハ其ノ同伴者若ハ同居  
者ニ對シ一時相當ノ救護ヲ爲シ又ハ  
市町村長ヲシテ之ヲ爲サシムヘシ

第二條ノ二 療養所ノ長又ハ代用療養所所在  
地地方長官ハ療養ノ途ヲ有セス  
且救護者ナキ癩患者ニシテ直接  
入所ヲ申出タルモノアルトキハ  
特ニ必要ト認ムル場合ニ限り前  
條ノ規定ニ拘ラス之ヲ直ニ收容  
スルコトヲ得

前項ノ規程ニ依リ收容シタル場  
合ニ於テ療養所ノ長ハ國立療養  
所ニ在リテハ内務大臣、道府縣  
ノ療養所ニ在リテハ管理者タル  
地方長官ノ承認ヲ求ムルコトヲ  
要ス

1907年法「施行規則」第二條は、大きく分けて、  
病者「救護」方および「患者ノ家族又ハ扶養義務者」  
への通知・送致方(1907年法「施行規則」第二條

第一項)ないし療養所への送致方(1907年法「施行規則」第二條第二項)の各規定と、病者情報の、「地方長官」への「報告」規定(1907年法「施行規則」第二條第一項)、および病者の同伴者・同居者の「救護」方規定(1907年法「施行規則」第二條第三項)から成る。

これに対して、1931年法「施行規則」第二條は、「警察官署」による「地方長官」への届出・報告規定(1931年法「施行規則」第二條第一項)、「地方長官」による「病毒傳播ノ虞アル」病者の、療養所送致方規定(1931年法「施行規則」第二條第二項)、病者の同伴者・同居者の「救護」方規定(1931年法「施行規則」第二條第三項)、国立療養所への「直接入所」の件(1931年法「施行規則」第二條ノ二=1931年法「施行規則」第二條第四項)、および同直接入所の「承認」方規定(1931年法「施行規則」第二條第五項)から、成る。

いずれも、病者および同伴者・同居者の処遇扱方に関わる規程であるが、双方の「施行規則」第二條の條文は、1907年法下の「療養ノ途ナク且救護者ナキモノ」の処遇扱方と1931年法下の「病毒傳播ノ虞アルモノ」のそれとの、温度差が示されている。

### 2-2-1. 改正1907年法「施行規則第二條ノ二」

改正1907年法および1931年法「施行規則」第二條の條文は、上記の通りであるが、若干の註釈が必要である。

1907年法「施行規則」は全三項で公布され、「二條ノ二」が、1931年法以前での、「癩豫防ニ關スル法律」の改正により添加され、全四項の構成へと改正された<sup>(1)</sup>。但し、同條文の原文は、管見の限り、確認できていないので、下記では、「癩豫防法」改正とともに公布された「癩豫防法施行規則」の「二條ノ二」をもとに、改正1931年7月15日公布「内務省令第十六號 明治四十年内務省令第19號」の改正條文に示された改正箇所からシミュレートした部分を、斜字体で示した。

### 2-2-2. 改正1907年法「施行規則第二條ノ二」における「療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキモノ」の「直接入所」の件

1907年法は、原則として「癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキモノ」のみが、療養所への収容を許される規定になっており、引取手が実在する病者は、自ら望んでも、療養所に入所することはできない規定になっていた。しかし、1907年法規程が、まだ法的効力を發揮していた時期に、「第二條ノ二」第一項は、「療養所ノ長又ハ代用療養所所在地地方長官ハ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキ癩患者ニシテ直接入所ヲ申出タルモノアルトキハ特ニ必要ト認ムル場合ニ限り前條ノ規定ニ拘ラス之ヲ直ニ収容スルコトヲ得」と、引取手が実在した場合でも、即ち〈療養ノ途アリ且救護者アルモノ〉であっても、病者が、療養所へ出向き、直接入所を訴えた場合、療養所長は、その病者を収容できる規定になっていた。この点で、同條第一項は、重篤な病者・患家の救恤を可能にする重要な改正点とみることができる。特に、患家が貧困であるため、引取られても再び離家を余儀なくされ、浮浪を繰り返す沖繩本島区の病者たちにとって、この改正は、朗報になる場合があると考えられる。

一見すると、1931年下の諸規程では、1907年法が療養所への収容対象とした「療養ノ途ナク且救護者ナキモノ」の、自主的な、それ故に救恤的な療養所収容方を、法的に排除しているかの様にもとれよう。この点をして、1931年法改正により、収容規定が厳格化されたとする解釈も、ありえよう。だが、1931年法「施行規則」「第二條ノ二」により、「療養所ノ長」は「病毒傳播ノ虞アル癩患者ニシテ直接入所ヲ申出タルモノ」が、「特ニ必要ト認ムル場合ニ限り前條ノ規定ニ拘ラズ」即ち「警察官署」への「届出」の有無に拘らず、従って地方長官への「届出」の有無にも拘らず、その病者を「直ニ収容」させることができるという規定からは、療養所長は、療養所の門前に来た病者を、門前払いすることはできず、その人を診断する必要が生じ、そして診断の過程では問診を行い、

面接をも実施せざるを得ない状況に置かれることから、情状を酌量して、逆に、1931年法の入所規定から削除された〈病毒傳播ノ虞ナキ、療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキモノ〉を、〈病毒傳播ノアル〉罹患者ではなく、「病毒傳播ノ虞アル」という蓋然性判断により、その「虞」はなかったとしても、救恤的に、病者のみならずその家族(例えばハンセン病ではない病弱な同伴者やハンセン病ではない幼い子弟等)を収容する方法は、所謂〈法の抜け道〉ではあるが、不可能ではなかったことが、推察される<sup>(2)</sup>。

このように、「警察官署」と「地方長官」を過ぎずに、「直接入所」を申し出られた「療養所長」(医師)の一存(判断)で、療養所収容方が法的に正当化される余地がある以上、1931年法下でも、法理上は排除された「療養ノ途ナク且救護者ナキモノ」の療養所収容方は、可能であったとみることができよう。この点で、〈「警察官署」—「地方長官」〉決済のルート以外に、「療養所長」の単独決済による入所へのルートが開けたことの意義は、1931年法が想定していた以外の案件をも吸収しうる余地をもたらした点で、当時の沖縄縣下の病者たちにとっては、非常に大きかったのではないかと、考えられる。

さて、こうした、「直接入所」の場合には、1931年法「施行規則」第二條第五項の條文に「前項(『直接入所ヲ申シ出タルモノ』)ノ件ニ關スル規程ニ依リ収容シタル」場合において、「療養所ノ長」は、「國立療養所ニ在リテハ内務大臣」に、「道府縣ノ療養所」では、その「管理者タル地方長官」に「承認」を求めることが必要になる。だが、他方で、医学的な根拠のない、恣意的で強引な病者取締的収容の余地を開く可能性も開かれる点にも、留意する必要は、あるだろう。

## 2-2-2-1. 1907年法「施行規則」第二條第一項 ——届出事項と届出先

1907年法「施行規則」第二條第一項において、「警察官署」は、「療養ノ途ナク且救護者ナキ」病者「救護」の「旨」を「患者ノ家族又ハ扶養義務者」

に「通知」し、かつ「患者ノ本籍、住所、氏名及病況並扶養義務者ノ住所、氏名等」を「地方長官」に「報告」する規定になっている。以下、第二條関連事項の「地方長官」への、この「報告」方を、みていこう。

1907年法第一條規程では、医師から「行政官廳」に「三日以内」に届け出る規定になっていたが、1907年法「施行規則」では、医師は、「所在地」の「警察官署」へ届け出る規定になっており、1907年法と同法「施行規則」の規定は、一致していない。

この点について、1910年(M43)4月9日公布「沖縄縣令第二十五號」の「癩豫防ニ關スル件施行細則(沖縄縣)」第一條をみてみよう。同条文は、下記の通りである。

- 第一條 醫師明治四十年法律第十一號第一條  
癩患者ニ關スル届出ヲ爲スニハ左ノ  
事項ヲ具備スヘシ
- 一 患者ノ本籍住所職業氏名
  - 一 發病ノ年月日
  - 一 發病地及現在地
  - 一 病況
  - 一 診斷檢案及轉歸ノ年月日

ここには、「患者ノ本籍住所職業氏名」「發病ノ年月日」「發病地及現在地」「病況」「診斷檢案及轉歸ノ年月日」の五点が、医師による「地方長官」への「報告」事項として、示される。これらの「報告」事項を1907年法「施行規則」第二條に示された「患者ノ本籍、住所、氏名及病況並扶養義務者ノ住所、氏名等」と比較すると、「扶養義務者ノ住所、氏名」が欠如しているが、これらは、基本的に、医師が掌握しうる事項ではない。そうである以上、医師は、これらの「届出」内容を、独力で「具備」することはできない。

更に、1907年法「施行規則」第二條に示されたこれら五点と、「癩豫防ニ關スル件施行手續(沖縄縣)」第一條との関連をみると、「警察官署」は沖縄縣に対して、同「施行手續(沖縄縣)」の「附録別記様式」にある「癩患者名簿」に「登録」し、

作成された同「名簿」を提出することになる。この件に関する手続の内容を、「癩豫防ニ關スル件施行手続(沖繩縣)」から敷衍してみよう。因みに、ここでは、「警察官署」が「地方長官」に「報告」すべき事項も、同時にみておきたい。この件に該当する条文は、「癩豫防ニ關スル件施行手続(沖繩縣)」第一條から第三條までの、それである。各規程は、以下の通りである。

第一條 警察官署ハ癩ニ關スル檢診ヲ爲サシムル爲メ醫師ヲ指定シ其ノ住所氏名ヲ知事ニ報告スヘシ之ヲ變更スル場合亦同シ

第二條 警察官署ハ明治四十年三月法律第十一號第一條ノ届出ヲ受ケ若ハ檢診等ニ依リ患者ヲ發見シタルトキハ速ニ附録第一號様式ノ名簿ニ登録シ之ヲ知事ニ報告スヘシ

第三條 警察官署ハ癩患者ノ住所ヲ移轉シタル場合ニ於テ所轄外ニ係ルトキハ速ニ之ヲ其ノ他ノ所轄警察官署ニ通知スヘシ監獄ヨリ入監中ノ癩患者積放日時ノ通知ヲ受ケタルトキ亦同シ

「癩豫防ニ關スル件施行手続(沖繩縣)」第一條では、「癩ニ關スル檢診」を行なうため「醫師ヲ指定」し、「其ノ住所氏名ヲ知事ニ報告」すること、また医師を「變更」する場合も「知事」に「報告」すること、という規定である。「癩豫防ニ關スル件施行手続(沖繩縣)」第二條では、「警察官署」は、「明治四十年三月法律第十一號第一條ノ届出」を医師から受けた場合(但し、この場合、1907年法第一條では、医師から「地方長官」への報告規定である)、もしくは医師の「檢診等」により「患者ヲ發見シタルトキ」は、「附録第一號様式ノ名簿」に「登録」して、これを「速」やかに「知事」へ「報告」せよ、との規定になっている。「癩豫防ニ關スル件施行手続」第三條では、「警察官署」

は「癩患者ノ住所ヲ移轉シタル場合」、「所轄外ニ係ルトキ」には、この件を「速」やかに「其ノ他ノ所轄警察官署」に「通知」せよ、また「監獄ヨリ入監中ノ癩患者積放日時ノ通知」を「受ケタル」時も、同様に「報告」せよ、という規定である。

ここで「癩豫防ニ關スル件施行手続(沖繩縣)」第二條に指示されている「附録第一號様式ノ名簿ニ登録」と、沖繩縣知事に対するこれらの届出義務要件を照合してみよう。まず「癩豫防ニ關スル件施行細則(沖繩縣)」第一條の「第一號」に示された「患者本籍住所職業氏名」に該当する欄には「患者本籍住所氏名年齢」とあり、「職業」が削除されて「年齢」が添加されている。「第二號の發病ノ年月日」および「第五號 診斷檢案及轉歸ノ年月日」は、ほぼ同一の欄が設定されているが、「第三號 發病地及現在地」に該当する欄は「現在地」に変形され、「第四號 病況」に該当する欄はなく、「診斷医住所氏名」の欄が加えられている。1907年法体制下において、沖繩縣の「癩患者名簿」は「病況」欄を設定していないことから、当時の沖繩縣はハンセン病者の「病況」を等閑視していた点が、ここから窺える。

更に「療養所送致」ないし「引渡」を記す「患者ノ措置」(「年月日療養所ニ送致ス 年月日扶養義務者住所氏名ニ引渡ス何々」)、「自宅ニ於テ何業ニ従事ス 扶養義務者某ニ療養セラル 何所ニ隔離セラレ食物等ハ某ヨリ給與ス何々」を記す「生活ノ状況」欄、「扶養義務者住所氏名年齢資産及生活ノ状況並ニ患者トノ續柄其他照會回答ニ依ル重ナル事項ヲ簡明ニ記入スヘシ」とある「摘要」欄が設けられている。特に「摘要」で義務づけられた「資産」の記入は、1907年法の法理を象徴しているといえよう。

さて、診断医師の届出事項を含む形で、「附録第一號様式ノ名簿ニ登録」には、診断医師の掌握しうる届出事項を越えた事項の記入が必要になる以上、「附録第一號様式ノ名簿ニ登録」の条文は、1907年法に示された〈医師から「知事」へ〉ではなく、〈「警察官署」から「知事」へ〉と提出されることになっていた点が、窺えよう。しかし、医

師が当該罹患者を診断した場合、医師が掌握できない欄は空欄のまま、知事に書類報告を上申したことは、十分、考えられよう。

## 2-2-2-2. 1931年法「施行規則」第二條第一項 ——「届出」事項と届出先

では、1931年法下での「届出」事項と届出先は、どの様に改正されたのか。次に、この点を見ていこう。1907年法および1931年法の各届出事項は、1907年法規程をプロトタイプに作成した表1を、参照願いたい。

まず、1931年法第一條は、1907年法第一條と同文である。即ち、医師による「届出」は「三日以内」に「行政官廳」へ報告する規定になっている。他方、1907年法および1931年法「施行規則」第一條は「患者又ハ死體所在地ノ警察官署」へ「届出」と規定されており、この点も、同じである。

1931年法「施行規則」第二條第一項には、「癩患者ニシテ病毒傳播ノ虞アルモノアルトキ」、「警察官署」は「患者ノ所在、環境及病状等」を「地方長官」に「報告」せよとあり、1907年法第一條の規定と同様、1931年法第一條でも、医師は「三日以内」に「行政長官」に届け出る規定になっていた。だが、1931年法「施行規則」第一條では、「癩豫防法第一條ノ届出ハ患者又ハ死骸所在地ノ警察官署ニ之ヲ為スベシ」とあり、医師は「所在地」の「警察官署」へ「届出」る規定になっている。この点で、1931年法第一條と1931年法「施行規則」第一條とは、一致していない。

1931年法体制下の「届出」事項について、沖繩縣の場合はどうであったのか、1933年(S8) 9月27日公布「沖繩縣令第二十一号」の「癩豫防法施行細則(沖繩縣)」第一條をみてみよう。同規程は、下記の通りである。

- 第一條 醫師癩豫防法（以下単二法ト称ス）及、同法施行規則第一條ノ規定ニ依ル届出ニハ左ノ事項ヲ具スヘシ
- 一 届出醫師ノ住所、氏名
  - 二 患者又ハ死者ノ住所、職業、氏

名、年齢

- 三 患者又ハ死體所在ノ場所
- 四 病類(斑紋癩、結節癩、神經癩等)
- 五 發病年月日
- 六 死亡年月日時
- 七 診断又ハ檢案ノ年月日時

ここには、「第一號 届出醫師ノ住所、氏名」、「第二號 患者又ハ死者ノ住所、職業、氏名、年齢」、「第三號 患者又ハ死體所在ノ場所」、「第四號 病類(斑紋癩、結節癩、神經癩等)」、「第五號 發病年月日」、「第六號 死亡年月日時」、「第七號 診断又ハ檢案ノ年月日時」の七点の報告事項が示され、1931年法「施行規則」第二條に示された報告事項「患者ノ所在、環境及病状等」のうち、「環境」が欠如している以外は、全て網羅されている。

次に、1907年法下および1931年法下の「施行細則(沖繩縣)」における「届出」事項を比較してみよう。1907年法「施行細則(沖繩縣)」第二條の「第一號 患者ノ本籍住所職業氏名」、「第二號 發病ノ年月日」、「第五號 診断檢案及轉歸ノ年月日」は、1931年法「施行細則(沖繩縣)」第二條と共通するが、1907年法下「施行細則(沖繩縣)」第一條の「第三號 發病地及現在地」は1931年法下では、「第三號 患者又ハ死體所在ノ場所」に、1907年法第一條第四號「病況」は1931年法下では、「第四號 病類(斑紋癩、結節癩、神經癩等)」に、それぞれ改正されたとみることができる。

1931年法「施行細則(沖繩縣)」第二條では、新たに、「第一號 届出醫師ノ住所、氏名」、「第三號 死體所在ノ場所」、「第六號 死亡年月日時」の報告事項の四点が、添加された。

1931年法下の「施行細則(沖繩縣)」第一條に添加された事項は、医師「届出」規定(第一號)、「死體所在ノ場所」(第三號)および「死亡年月日時」(第六號)は、1931年法「施行手續(沖繩縣)」第十條第十號および第十三條の規定に準じたものと考えられる。それらの条文の一部を、以下に掲げておく。

1907年法「施行細則(沖繩縣)」第二條	1931年法「施行細則(沖繩縣)」第二條
<p>一 患者ノ本籍住所職業氏名</p> <p>一 發病ノ年月日</p> <p>一 發病地及現在地</p> <p>一 病況</p> <p>一 診斷檢案及轉歸ノ年月日</p>	<p>一 屈出醫師ノ住所、氏名</p> <p>二 患者又ハ死者ノ住所、職業、氏名、年齢</p> <p>五 發病年月日</p> <p>三 患者又ハ死體所在ノ場所</p> <p>四 病類(斑紋癩、結節癩、神經癩等)</p> <p>六 死亡年月日時</p> <p>七 診斷又ハ檢案ノ年月日時</p>

表1. 「知事」への届出事項の推移

第十條 患家視察ノ場合ハ患者並家人ニ對シ親切丁寧ニ癩ノ性質傳染ノ原因ヲ説示シ且左ノ事項ヲ指示シ其ノ実行ニ努メシムヘシ

一〇 患者死亡シタルトキハ消毒ヲ行ヒタル上成ヘク之ヲ火葬スルコト

第十三條 警察署長又ハ市町村長ハ一時救護中ノ患者又ハ同伴者逃走又ハ死亡シタルトキハ其ノ旨知事ニ報告スヘシ但シ警察署ニ於テ救護中死亡シタルモノニシテ引取人ナキトキハ市町村長ニ引渡スヘシ

「療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキ」病者の救恤から「病毒傳播ノ虞アル」病者の救恤へとシフトした1931年法体制下において、最も特徴的な「報告」事項は、1907年法「施行細則(沖繩縣)」第一條第四項では単に「病況」と位置づけられていた事項が、「病類(斑紋癩、結節癩、神經癩等)」に関する事項へと改正された1931年法「施行細則(沖繩縣)」第一條「第四號」の規定である。即ち、この規定には「病毒傳播ノ虞アル」「病類」の判断ないし診断が、療養所送致方の判断基準となる1931年法改正点が反映されていると小括できよう。

次に、1907年法下および1931年法下の「癩患者名簿」の「届出」先について、みてみよう。

「癩豫防ニ關スル件施行手續(沖繩縣)」第一條によると、「警察官署」は沖繩縣に対して、同「施行手續(沖繩縣)」の附録「別記様式」にある「癩

患者名簿」に「登録」し、作成された同「名簿」を提出することになる。また、同「施行手續(沖繩縣)」第二條では、「檢診等ニ依リ患者ヲ發見シタルトキ」にも、「警察官署」は同名簿を、沖繩縣に提出することになる。

次に、同第二項では、その「報告」を受けた「地方長官」は、「適当ト認ムル扶養義務者」の存在を確認できる場合には、扶養義務者にその「患者ノ引取ヲ命」じ、引取るべき扶養義務者がいない場合にはじめて「療養所ニ照會ヲ經タル上送致ノ手續」を行うことになる。

以上のように改正された報告事項は、「別記様式」に記載され、それが「警察官署」から「知事」への「報告」として、上申される。この件に関する「癩予防法施行手續(沖繩縣)」の條文は、以下の通りである。

第一條 警察署長ハ別記様式ニ依ル癩患者名簿ヲ備ヘ所定事項ヲ記載シ異動アリタルトキハ其ノ都度整理シテ之ヲ警察部長ニ報告スヘシ

第二條 警察署長癩豫防法施行細則(以下單ニ細則ト稱ス)第一條ノ規定ニ依ル届出又ハ其ノ他ノ事由ニ依リ患者タルコトヲ知リタルトキハ直ニ癩患者名簿ニ記載シ且ツ名簿ノ謄本ヲ警察部長ニ進達スヘシ

即ち1931年法「施行手續(沖繩縣)」第一條では、「警察署長」は「別記様式ニ依ル癩患者名簿」に「所定事項」を「記載」し、患者の「異動アリタルト

キ」は「其ノ都度整理」し、「警察部長」に「報告」せよ、との規定である。1931年法「施行手続（沖縄縣）」第二条では、「警察署長」は、「癩豫防法施行細則（以下單ニ細則と稱ス）第一條ノ規定」による「届出」または「其ノ他ノ事由ニ依リ患者タルコトヲ知りタルトキ」には、「直」に、「癩患者名簿」に「記載」し、「且ツ名簿ノ謄本」を「警察部長」に「進達」せよ、との規定になっている。1931年法「施行手続（沖縄縣）」第一條は「癩患者名簿」記載事項に関する動静報告、同「施行手続（沖縄縣）」第二條は病者発覚に関わる「癩患者名簿」の作成と上申を巡る規定であり、所轄地域の「警察署長」と「警察部長」との間での、報告・進達の規定である。

更に、ハンセン病者の疑いがある者が発覚した場合の規定が、1931年法「施行手続（沖縄縣）」第一六條に、示される。同規程は、以下の通りである。

第十六條 警察署ニ於テ癩ノ疑アル患者ヲ発見シタルトキハ其ノ住所、氏名、年齢及患者ノ所在地ヲ警察部長ニ報告スヘシ

この規定は、あくまで「癩ノ疑アル患者」に関するものではあるが、診断が出される以前の段階において、「其ノ住所、氏名、年齢及患者ノ所在地」といった個人情報、「警察部長」まで、「報告」されることになる。その場合、問題になるのは、「警察署」員は、果たして、どれだけの医学的見識を所持していたか、という点である。皮膚病変の容態を判断するだけの医学的な識見がなければ、同條の規定にある「報告」は、コレラ疑似症状に関わる不当な病者取扱方の様に（山本,1993:407ff）、少しでも皮膚病変があればハンセン病とみなす様な短絡的な判断に基づく不当な取締的病者取扱方が、惹起される余地を含む。

さて、1931年法体制下の沖縄縣での、「癩患者名簿」の記載様式を、1907年法体制下のそれと比較してみよう。

1931年法下「施行手続（沖縄縣）」「別記様式」

の「癩患者名簿」に、新設された記載事項は、「病類別」「病況」「届出年月日」「同居家族ノ數及其ノ續柄」「同居家族ニ同病者ノ有無」「生活費補給指令年月日」「補給額」「備考」の、各項目である。1907年法下および1931年法下の「癩患者名簿」の記載項目の一覧は、表2に示した。

1931年法の改正点、取り分け「療養ノ途ナク且救護者ナキモノ」の収容規定が、「病毒傳播ノ虞アルモノ」のそれへと、大幅に改正され、その「病毒傳播ノ虞」の判断基準となった「病類別」「病況」に関する記載欄、更に、療養形態に基づく「病毒傳播ノ虞アル」「同居家族ノ數及其ノ續柄」および「同居家族ニ同病者ノ有無」に関する記載事項が添加され、そして1931年法の、もう一つの大きな改正点である「生活費補給」に関わる「生活費補給指令年月日」および「補給額」の欄が新設され、「備考」も添加された。

1931年法「施行規則」第二條では、「病毒傳播ノ虞アルモノ」の「患者ノ所在、環境及病狀等」に関する、「警察官署」から「地方長官」への「報告」規定から始まる。第二項において、「警察官署」からの「報告」を受けた「地方長官」は、「癩豫防上必要ト認ムルトキ」には「所定ノ療養所」に「照會」を「經」た上で、「送致ノ手續」を行う規定になっている。

1907年法「施行規則」第二條第一項では、「警察官署」および「市町村」における病者の「救護」規定を前提に、「地方長官」への「報告」規定が続く仕方では条文は綴られていたが、1931年法「施行規則」では、第一項での「救護」規定は示されず、「救護」という言葉は、第三項に示される。「救護」方のプライオリティの格下げは、「療養ノ途ナク且救護者ナキモノ」の療養所収容方と「病毒傳播ノ虞アルモノ」のそれとの相違、即ち1907年法と1931年法との温度差を示しつつも、「救護」規定を継承した点では、1907年法の救恤の法理を1931年法は、依然として、引き継いでいる点とみなすことができよう。

但し、これらの両者の相違点も、沖縄縣下や奄美群島区においては、重要な意味をもつと考えら

1907年法「施行細則(沖縄縣)」第二條 別記様式一「癩患者名簿」記載事項	1931年法「施行細則(沖縄縣)」 別記様式「癩患者名簿」記載事項
「發病ノ年月日」 「患者本籍住所氏名年齢」 「現在地」 「診談又ハ検診年月日」 「診断醫住所氏名」 「患者ノ措置」 (「年月日療養所ニ送致ス 年月日扶養義務者住所氏名ニ引渡ス何々」) 「生活ノ状況」 (「自宅ニ於テ何業ニ従事ス 扶養義務者某ニ療養セラル 何所ニ隔離セラレ食物等ハ某ヨリ給與ス何々」) 「摘要」 (「扶養義務者住所氏名年齢資産及生活ノ状況竝ニ患 者トノ續柄其他照會回答ニ依ル重ナル事項ヲ簡明ニ 記入スヘシ」)	「本籍住所職業」 「氏名生年月日」 「病類別」 「病況」 「診断醫氏名」 「診断年月日」 「届出年月日」 「発病年月日」 「療養場所」 「生活ノ状況」 =====二段目===== 「轉歸年月日」 「同居家族ノ數及其ノ續柄」 「同居家族ニ同病者ノ有無」 「扶養義務者住所氏名」 「扶養義務者トノ續柄」 「生活費補給指令年月日」 「補給額」 「備考」

表2. 「癩患者名簿」記載事項の推移

れる。1907年法体制下では、「療養ノ途ナク且救護者ナキモノ」の療養所送致かおよび「引取」に関する法的判断は、「扶養義務者」有無の確認を経なければならない。この件の確認は、交通が不便であった沖縄縣下(特に離島)や奄美大島群島区の場合には、取り分けかなりの時間を要することが考えられる。それに対して、1931年法体制下では、「毒傳播ノ虞アルモノ」か否かの法的判断は、「癩豫防法施行細則(沖縄縣)」の「附則」にある「癩患者名簿」の「病類別」「病態」欄を埋める「指定醫師」その他の診断のみで、可能になる。そうである以上、「扶養義務者」の探索を必要とする1907年法下の規定と、医師による「病類別」「病態」の診断のみを必要とする1931年法下の規定とを比較すれば、1931年法は、療養所送致の法的判断までの「救護」の時間を、大幅に短縮することができる。1931年法第二條の條項において、病者の「救護」方のプライオリティに関していえば、1907年法第二條では第一項に位置づけられた病者「救護」方が、1931年法第二條では第三項へと後退した理由の一端は、「病類別」「病態」の診断のみで、病者の療養所収容が可能になったことを享けての、

「救護」方の負担軽減に求められるのかもしれない。

しかし、ここでは、一つの留意が必要である。「癩豫防法」を所謂「隔離法」と同定する際に、しばしばその「根拠」にされる様に、「病類別」「病態」の判断・診断のみを根拠に、強制執行的に病者を療養所に送致することができる解釈すれば、病者の、療養所への、恣意的な収容を許容する余地が開かれよう<sup>(3)</sup>。

だが、こうした余地に対して、「癩豫防法」第九條および「癩豫防法施行規則」第六條にある検診不服請求、そして「癩豫防法施行規則」第七條の「検診ノ請求」は「行政処分ノ執行」を「停止」しないが、「当該官庁」において「必要ト認ムルトキ」はその限りではないとする規定になっており、不当な病者取扱方に対する予防線になるとも、考えられる。

註

(1)「癩豫防法施行規則」第二條の改正点は、「第二條ノ二中『療養ノ途ヲ有セズ且救護者ナキ』を『病毒傳播ノ虞アル』に改め、『又ハ代用療養所所在地地方長官』ヲ削ル」とある。な

お、管見の限りではあるが、名古屋市衛生組合総連合会編『衛生関係法令例規類集』（名古屋市,1941:54）によると、「癩豫防ニ關スル件施行規則」は、1910年(明治43)6月「内務省令第二十四號」、「大正5年6月第六號」(1916)、「昭和2年12月第49號」(1927)、「昭和4年11月第39號」(1929)の改正を経て、「昭和6年7月第16號」(1931)として、「癩豫防法施行」に改正された。「第二條ノ二」の添加は、本稿執筆時点では確認できていないが、1927年以降の改正によるものとみられる。

(2)青木恵哉は、こうした収容を「門前収容」と表現している(青木,1971:207)

(3)この件に関しては、Waka Hirokawa (2018)を参照のこと。

## 2-2-3. 1931年法「施行規則」第二條第三項

### ——沖縄縣下での「救護」規定

1931年法「施行規則」第二條第三項では、ここで漸く「救護」方の規定となる。「警察官署」は、「必要ト認ムル」場合、「第一項ノ癩患者又ハ其ノ同伴者若ハ同居者」への「一時相當ノ救護」を行い、または「市町村長若ハ之ニ準ズベキ者」も、「之ヲ爲サシムベシ」との規定が、1907年法「施行規則」第二條第一項と、ほぼ同一の条文で、継承されている。この点に、1931年法体制下での、救恤的性格を確認することができよう。

1907年法および1931年法における病者収容の条件は、「療養ノ途ナク且救護者ナキモノ」の収容規定から「病毒傳播ノ虞アルモノ」のそれへと変更された点は、既に指摘した。両法の第二條の規定は、「救護」(1907年法)ないし「一時救護」(1931年法)にも関わる。この点は、療養所がなかった沖縄本島区のハンセン病者たちの現実を考えるうえで重要になるので、確認しておきたい。

1907年法「施行規則」第一條は、「療養ノ途ナク且救護者ナキモノ」は、まず「警察官署」が「一時之ヲ救護」する規定と、「市町村長」が「一時之ヲ救護」する規定の、二点から成る規程であり、「療養ノ途ナク且救護者ナキ」病者は、「警察官署」

ないし「市町村長」のもとで「一時救護」を受けることになる。更に1907年法第三項では、「警察官署」は「必要ト認ムルトキ」、「一項ノ癩患者ノ同伴者又ハ若ハ同居者」も「一時相當ノ救護ヲ爲シ」し、「町村長ヲシテ」も、「之ヲ爲サシム」とあり、救護対象者は病者およびその「同伴者」ないし「同居者」までに亘る。この点に、1907年法第二條規程の救恤的性格が読み取れる。

1931年法でも、第二條第三項には、「警察官署」は「必要ト認ムルトキ」には、「第一項ノ癩患者又ハ其ノ同伴者若ハ同居者」への「一時相當ノ救護」を行い、「市町村長若ハ之ニ準ズベキ者」も「之ヲ爲サシムベシ」とあり、1907年法のこの條項は1931年法にそのまま継承され、更に1907年法「施行規則」第二條第三項の条文「警察官署」は「必要ト認ムルトキ」には「第一項ノ癩患者又ハ其ノ同伴者若ハ同居者」に対して「時相當ノ救護」を「爲」し、「市町村長若ハ之ニ準ズベキ者」も、「之ヲ爲サシムベシ」は、1931年法「施行規則」第二條第三項に、そのまま継承された。この点に、1931年法の救恤的性格が読み取れる。

## 2-3. 「施行規則」第三條——療養所入所方規定

1931年法「施行規則」第三條の規程は、1907年法第三條のそれと、ほぼ同一である。以下、両法の條文を掲げておく。

第三條 第二條ニ依リ癩患者ヲ入ラシムベキ療養所ハ患者所在道府縣ノ療養所又ハ國立療養トス但シ療養所管理者ノ協議ニ依リ之ヲ變更スルコトヲ得

第三條 前條ニ依リ癩患者ヲ入ラシムベキ療養所ハ救護地道府縣ノ療養所トス但シ療養所管理者ノ協議ニ依リ之ヲ變更スルコトヲ得

1907年法「施行規則」第三條において、療養所収容の対象となった「療養ノ途ナク且救護者ナキモノ」の収容先療養所は、「療養所管理者ノ協議

ニ依リ之ヲ變更」することができる、〔但シ〕書きで認められたが、原則として、〔救護地道府縣ノ療養所〕に〔送致〕された。それに対して、1931年法における療養所収容の対象となった〔病毒傳播ノ虞アルモノ〕は、〔患者所在道府縣ノ療養所又ハ國立療養〕と改正されたが、〔療養所管理者ノ協議ニ依リ之ヲ變更〕してもよいという規定は、継承された。その為、収容病者の利害を慮ることもできるが、〔療養所管理者〕の恣意が介入する余地も生じることが考えられよう。

#### 2-4.〔施行規則〕第四條——療養所設置方規定

1931年法〔施行規則〕第四條は、〔癩豫防法〕第四條の新たな療養所の設置方の規定を享け、新たな療養所の設置は、〔主務大臣〕が、〔二以上ノ道府縣〕を〔指定〕するその手続に関する規程である。両法第四條規程は、以下の通りである。

第四條 癩豫防法第四條ノ療養所ハ内務大臣ノ指定シタル地方長官ニ於テ之ヲ建設管理スベシ

当該地方長官ハ内務省ノ認可ヲ得テ療養所ノ位置ヲ定ムベシ

第四條 明治四十年法律第十一號第四條ノ療養所ハ内務大臣ノ指定シタル設立地ノ地方長官ニ於テ之ヲ建設管理スベシ。

当該地方長官ハ内務大臣ノ認可ヲ得テ療養所ノ位置ヲ定ムヘシ

1931年法〔施行規則〕第四條第一項では、〔主務大臣〕である〔内務大臣〕が、〔二以上ノ道府縣〕の〔地方長官〕に、新たな療養所の〔建設管理〕を命じ、同第四條第二項では〔指定〕された〔当該地方長官〕が〔内務省ノ認可〕を得て、〔療養所ノ位置〕を定めることになる。

これらの点に関して、1907年法〔施行規則〕第四條第一項では、〔内務大臣ノ指定シタル設立地〕の〔地方長官〕が療養所を〔建設管理〕し、同法

第四條第二項では、〔当該地方長官〕は〔内務省〕ではなく〔内務大臣ノ認可ヲ得〕て〔療養所ノ位置〕を定めることになる。

1907年法第四條下では、〔内務大臣〕が〔指定〕した〔設立地〕の、〔二以上ノ道府縣〕の〔地方長官〕は、〔内務大臣ノ認可ヲ得〕て〔療養所ノ位置〕を定めることになるが、1931年法では、〔内務大臣〕が〔指定〕した〔二以上ノ道府縣〕の〔地方長官〕は、〔内務省ノ認可〕を得て〔療養所ノ位置〕を定めることになるので、内務大臣が〔設立地〕を〔指定〕する1907年法の規定に対して、1931年法では、〔地方長官〕が〔指定〕する規定となった。その為、〔内務大臣〕と〔地方長官〕との利害関係が反映される余地が開かれよう。

#### 2-5.〔施行規則〕第五條——〔生活費補給〕規定

1931年法〔施行規則〕第五條は、1931年法第六條の〔生活費〕の〔補給〕方に関する、新たに添加された諸規程から成る。両法第五條規程は、以下の通りである。

第五條 癩豫防法第六條ニ依リ生活費ヲ受クベキ者ハ左ノ各號ノ一ニ該当スルモノニ限ル

- 一 従業ヲ禁止セラレタル者
  - 二 従業ヲ禁止セラレ又ハ入所セシメラレタル当時本人ノ収入ニ依リ生計ヲ維持シタル者
- 生活費ノ補給ハ生活ニ必要ナル限度ヲ超ユルコトヲ得ズ
- 生活費補給ノ程度、方法及期間ニ關スル事項ハ地方長官ニ於テ之ヲ定ム

第五條ノ二 療養所ノ長ハ入所患者ニ對シ左ノ懲戒又ハ檢束ヲ加フルコトヲ得

- 一 譴責
- 二 三十日以内
- 三 七日以内常食二分ノ一マデ

ノ減食

四 三十日以内ノ監禁

前項第三號ノ處分ハ第二號  
又ハ第四號ノ處分ト併課ス  
ルコトヲ得

第一項第四號ノ監禁ニ付テ  
ハ情狀ニ依リ國立癡療養所  
ニ在リテハ内務大臣、道府  
縣ノ療養所ニ在リテハ管理  
者タル地方長官ノ認可ヲ經  
テ其ノ期間ヲ二箇月マデ延  
長スルコトヲ得

第五條ノ三 前條ノ外懲戒又ハ檢束ニ必要ナル細則ハ國立癡療養所ニ在リテハ内務大臣、道府縣ノ療養所ニ在リテハ管理者タル地方長官ノ認可ヲ經テ療養所ノ長之ヲ定ム

第五條 明治四十年法律第十一號第四條第三項ノ場合ニ於テハ療養所所在地地方長官ハ療養所ノ設立者ニ對スル命令條件ヲ定メ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

まず、「生活費ノ補給」の対象は、従業を禁止された病者、および従業禁止を受けかつ療養所送致を受けた病者の「収入」により、「当時」、「生計ヲ維持シタル者」、即ち患家・家族(同居人・同伴者)にまで、広げられる。同第二項では、補給の「限度」額、同第三項は補給の「程度」・補給方法・補給期間が、「地方長官」に一任される。従って、これらの件は、道府縣による「施行細則」「施行手続」に規定されることになり、道府縣ごとによる補給実態の相違が生じうる。

1931年法施行規則には「第五條ノ二」の入所者に対する「譴責」から「監禁」にまで至る四つの「號」から成る「懲戒」「檢束」規定が付され、1931年法「第四條ノ二」に対応する。更に同第四項では、

四つの「號」の「懲戒」「檢束」の「併課」規定である。同第五項では、「監禁」については「情狀」により、「國立癡療養所」は「内務大臣」、道府縣立療養所はその「管理者」である「地方長官」の「認可」を「經」て、監禁機関を「二箇月」まで、延長することができるとする規定である。

更に、「懲戒」「檢束」関連規定は、1931年法「施行規則」「第五條ノ三」の規程にまで及ぶ。1931年法「施行規則」「第五條ノ三」以外の「懲戒又ハ檢束ニ關シ必要ナル細則」も、國立癡療養所は「内務大臣」、「道府縣立療養所」は「地方長官」の「認可」を「經」て、「療養所ノ長」が定めるとする規定であり、1931年法「第四條ノ二」及び1931年法「施行規則」「第五條ノ二」における「懲戒」「檢束」では、「内務大臣」ないし「地方長官」の「認可」を踏まえるものの、「療養所ノ長」の裁量権に、大きく委ねられることになる。ここからも、各療養所の「懲戒」「檢束」に関する「細則」のあり様、そして各細則下での懲戒檢束規定の運用の仕方に関わる個別案件ごとの「療養所ノ長」の判断には、温度差が生じる余地を開き、場合によっては「療養所ノ長」の恣意が介入する余地も開くと考えられる。

他方、1907年法「施行規則」第五條第三項には、「主務大臣」である「内務大臣」は、「私立ノ療養所」をもって、1907年法第四条第一項の新たな「必要ナル療養所」に「代用」させる際に、「療養所所在地地方長官」は、「療養所ノ設立者」に対し「命令条件」を定めた上で、「内務大臣ノ認可」を要するとする規定である。これは、各私立療養所の規程を國立療養所に準じたものへと整合させるために設けられたとみることができよう。

1907年法第四条第三項にある條文「主務大臣ハ私立ノ療養所ヲ以テ第一項ノ療養所ニ代用セシムルコトヲ得」および1907年法「施行規則」第五條第三項は、1931年法第五條の「私立ノ癡療養所ノ設置及管理ニ關シ必要ナル事項ハ主務大臣之ヲ定ム」に吸収される仕方で、改正・削除されたということができよう。

以上で1907年法および1931年法「施行規則」第

五条をみてきたが、同條は、同規則第二條と同様、條文が大きく改正されている。取り分け1931年法「施行規則」第五條は、「生活費ノ補給」と療養所での懲戒検束規定という性格の異なる規定が、一つの「條」を成している点が、同條の特徴として、指摘できよう。

## 2-6. 「施行規則」第六條——検診規定

「施行規則」第六條は、1907年法および1931年法とも、第九條に示された検診に関わる規定である。第六條規程は、以下の通り、1931年法の改正点に、そのまま対応している。

第六條 癩豫防法第九條第一項第二項行政官廳ノ職權ハ警察官署之ヲ行フ

警察官署ノ指定シタル醫師ノ診斷ニ不服アル患者又ハ其ノ親族ハ發病以來ノ症候、經過及反對意見ヲ有スル醫師ノ診斷書其ノ他不服ノ理由ヲ具シ書面ヲ以テ地方長官ニ對シ其ノ指定シタル醫師ノ檢診ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ地方長官ハ檢診ノ場所及日時ヲ請求者ニ通知シ二人以上ノ醫師ヲ指定シテ檢診ヲ行ハシムヘシ

此ノ場合ニ於テ請求者ハ其ノ費用ヲ以テ反對意見ヲ有スル醫師ヲ立會セシムルコトヲ得

檢診ノ爲病院其ノ他ノ場所ニ滞留ヲ命ゼラレタル患者其ノ命ヲ遵守セザルトキハ檢診ノ請求ヲ取消シタルモノト看做ス

第六條 明治四十年法律第十一號第九條第一項第二項行政官廳ノ職權ハ警察官署之ヲ行フ

警察官署ノ指定シタル醫師ノ診斷ニ不服アル患者又ハ其ノ扶養義務者ハ發病以來ノ症候、經過及反對意見ヲ

有スル醫師ノ診斷書其ノ他不服ノ理由ヲ具シ書面ヲ以テ地方長官ニ對シ其ノ指定シタル醫師ノ檢診ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ地方長官ハ檢診ノ場所及日時ヲ請求者ニ通知シ二人以上ノ醫師ヲ指定シテ檢診ヲ行ハシムヘシ

此ノ場合ニ於テ請求者ハ其ノ費用ヲ以テ反對意見ヲ有スル醫師ヲ立會セシムルコトヲ得

檢診ノ爲病院其ノ他ノ場所ニ滞留ヲ命ゼラレタル患者其ノ命ヲ遵守セザルトキハ檢診ノ請求ヲ取消シタルモノト看做ス

1931年法「施行規則」第六條は、「病毒傳播ノ虞アル」病態・病況に関する「警察官署ノ指定シタル醫師」の診断に、「不服アル患者又ハ其ノ親族」の、「地方長官」への不服「請求」の規定である。不服請求は、「書面」にて、「發病以來ノ症候、經過及反對意見ヲ有スル醫師ノ診斷書」および「不服ノ理由」を示し、警察官署の「指定シタル醫師」の再検診を請求することができる。また、再検診「請求」をする「患者又ハ其ノ親族」は、自身の「其ノ費用」で、「反對意見ヲ有スル醫師」を、再検診に「立會」わせることができる。検診のため、警察官署から「病院其ノ他ノ場所ニ滞留」を命じる場合があり、その「滞留」の諸現実とは如何なるものであったのか、という点が、沖縄縣の場合、重要になるとおもわれる。医療機関に乏しかった当時の沖縄縣の現状からすると、この「滞留」場所と患者および同伴者・同居人の一時救護場所との混淆ということが考えられるし、その期間も、少ない数の医師の都合等により、長期化する事態も考えられ、「救護」に限りなく近い「滞留」状況になることも、推測されるからである。但し、「警察官署」により「滞留」の命令を下されたその「滞留」場所等から離れる等、その命令を遵守しない場合には、再検診を「取消」たものとみな

すという罰則的な規定が、付け加えられる。しかし、この場合、逃走それ自体に対する罰則規定は、設定されていない。

## 2-7. 「施行規則」第七條

### ——検診請求に伴う行政執行の停止規定

「施行規則」第七條は、1907年法および1931年法とも、文言の相違こそあれ、改正点はない。第七條規程は、以下の通りである。

第七條 檢診ノ請求ハ行政處分ノ執行ヲ停止セズ但シ當該官廳ニ於テ必要ト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 檢診ノ請求ハ行政處分ノ執行ヲ停止セス但シ當該官廳ニ於テ必要ト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

通常、療養所への収容や従業禁止に関する行政処分として決定された措置の強制的な執行は、検診請求人によるその不服請求があったとしても、原則としては、停止しないのが通例である。このことにより、病者への強制執行としての収容が法的に正当化される。所謂〈強制融離〉言設の法的源泉は、この点にある。だが、この條文では、「必要ト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス」とあり、仮に「病毒傳播ノ虞アル」との診断がなされ、行政執行により、例えば当該病者の療養所送致や従業の禁止は、再検診の請求がある場合には、「必要」に応じて「停止」することができる解釈するならば、これは療養所収容の強制執行、即ち病者の、療養所への強制送致に歯止めをかける方向へと、法的効力を発揮することが、考えられる。

## 2-8. 「施行規則」第八條——病死体・遺留品規定

1907年法および1931年法の「施行規則」第八條は、死亡「癩患者」引取に関する規程を第一項に置く点ではほぼ同じ規定になっているが、1931年法「施行規則」第八條には、「八條ノ二」が追加され、1907年法「施行規則」第八條の全二項の構

成が、1931年法「施行規則」第八條は全四項の構成に、改正された。新たに盛り込まれた1931年法「施行規則」第八條ノ二（＝第八條第三項）は行政と警察の「職權」規定であり、1907年法「施行規則」第九條第一項に対応する。1931年法「施行規則」第八條第四項は、1907年法「施行規則」第九條における東京市・京都市・大阪市の市長職權の「區長」代行規定と、ほぼ同一である。1931年法「施行規則」は、この第八條で、終わる。1907年法および1931年法「施行規則」第八條規程は、以下の通りである。

第八條 行旅死亡人ノ取扱ヲ受クル者ヲ除クノ外療養所ニ入所中又ハ癩豫防法第三條第二項及第三項ノ規定ニ依ル一時救護中死亡シタル癩患者ニシテ引取者ナキモノノ死體及遺留物件ノ取扱ニ關シテハ行旅病人及行旅死亡人取扱法ノ規定ヲ準用ス但シ市町村長又ハ之ニ準ズベキ者ニ於テ一時救護中死亡シタル場合ヲ除クノ外同法中市町村長ノ職務ハ當該行政官廳之ヲ行フ療養所入所中死亡シタル癩患者ノ死體ハ之ヲ火葬スルコトヲ得

第八條ノ二 癩豫防法第二條ノ二ノ行政官廳ノ職權ハ内務大臣又ハ地方長官之ヲ行フ本令ニ依リ市長ニ屬スル職務ハ東京市、京都市及大阪市ニ於テハ區長ヲシテ之ヲ補助執行セシムルコトヲ得

第八條 行旅死亡人ノ取扱ヲ受クル者ヲ除ク外行政官庁ニ於テ救護中死亡シタル癩患者ノ死體及遺留物件ノ取扱ニ關シテハ行旅病人及行旅死亡人取扱法ノ規定ヲ準用ス但シ市町村長ニ於テ救護中死亡シタル場合ヲ除ク外同法

中市町村長ノ職務ハ當該行政官廳之ヲ行フ  
療養所入所中死亡シタル癩患者ノ死體ハ之ヲ火葬スルコトヲ得

1907年法「施行規則」第八條第一項は、「行旅死亡人ノ取扱ヲ受クル者」を対象外とし、「行政官廳」にて「救護中」に「死亡」した「癩患者ノ死體」および「遺留物件」の「取扱」は、「行旅病人及行旅死亡人取扱法」の規定を「準用」するが、「市町村長」にて「救護中」に「死亡」した場合を除き、「同法中市町村長ノ職務」は、「當該行政官廳」が行うという規定である。

それに対して、1931年法「施行規則」第八條第一項は、その対象を、まず、「療養所ニ入所中」の死亡患者に定めるが、次に「行政官廳ニ於テ救護中死亡シタル癩患者」の件を削除しており、法上、この規定を消去しているようにもみえる。だが、「癩豫防法第三條第二項及第三項ノ規定ニ依ル時救護中死亡シタル癩患者」は、同法第三條第二項が「行政官廳」で「救護」中の病者の「同伴者又ハ同居人」の遺体・「遺留物件」、第三條第三項が「市町村長又ハ之ニ準ズベキ者」による「救護」中の病者の「同伴者又ハ同居人」の遺体・「遺留物件」の、夫々の「引取者ナキモノ」の取扱方の規定であり、実質的には、1907年法「施行規則」第八條第一項に、「療養所ニ入所中」の死亡患者の件を添加したにとどまる。

1907年法および1931年法の「施行規則」第八條第二項は、「療養所入所中死亡」した「癩患者ノ死體」の「火葬」規定であり、いずれも同一の条文である。この埋葬方法は、「傳染病豫防法」の遺体処理法を踏襲したものといえよう。但し、火葬の葬祭儀礼を持たず、火葬場の施設そのものも乏しかった当時の沖繩縣下で、この規定は、如何に運用されたのかが問われよう。

1931年法「施行規則」では、「第八條ノ二」が添加された。同条文によると、「癩豫防法第二條ノ二」の規程に示された「癩豫防上必要」な「事項」である「癩患者アル家」、即ち私宅療養者の

従業禁止と病者の物品消毒法・破棄方に関わる「行政官廳ノ職權」は「内務大臣又ハ地方長官」に帰属するとあり、これらの職務に関する、「行政官廳ノ職權」は、「内務大臣又ハ地方長官」の権限を、いわば後ろ盾に行政執行される規定と解釈できる。更に、同「第八條ノ二」第二項(1931年法「施行規則」第八條第四項に相当)では、私宅療養者の従業禁止方と病者の物品消毒法・破棄方に関わる「行政官廳ノ職權」は、実質的には「市長ニ屬スル職務」であるが、先行的に医制が敷かれた「東京市、京都市及大阪市」は、「市町」ではなく、「區長」が、「之ヲ補助執行」することができるようになっている。

ところで、既に指摘した通り、1931年法「施行規則」第八條ノ二」は、1907年法「施行規則」第九條に対応する条文である。以下、1907年法「施行規則」第九條の条文を引用の前段に掲げ、後段に1931年法「施行手続」第八條ノ二」の条文を掲げておく。

第九條 第三條及第六條ノ地方長官ノ職權其ノ他癩豫防法土警察ニ屬スル事項ハ東京府ニ於テハ警視總監之ヲ行フ  
本令ニ依リ市長ニ屬スル職務ハ東京市、京都市及大阪市ニ於テハ區長ヲシテ之ヲ補助執行セシムルコトヲ得

第八條 第八條ノ二 癩豫防法第二條ノ二ノ行政官廳ノ職權ハ内務大臣又ハ地方長官之ヲ行フ  
本令ニ依リ市長ニ屬スル職務ハ東京市、京都市及大阪市ニ於テハ區長ヲシテ之ヲ補助執行セシムルコトヲ得

2-9. 1907年法「施行規則」第九條と1931年法「施行規則」第八條——医制と「癩豫防」  
1907年法「施行規則」第九條は、1907年法第二

條にある以下の規定、即ち、まず「警察官署」および「市町村長」によるハンセン病患者の「救護」と、「家族又ハ扶養義務者」・「地方長官」への「救護」方の通知(1907年法「施行規則」第二條第一項)、次に、「地方長官」による「適當」と認める扶養義務者への送致方および療養所への紹介・送致方の判断方(第1907年法「施行規則」第二條第二項)、更に「警察官署」および「市町村長」における「同伴者・同居人」への「一時相当ノ救護」方(1907年法「施行規則」第二條第三項)、そして1907年法第六條規程にある「檢診」請求方の件は、「地方長官」の「職權」ではあるが、同「職權」、およびそれ以外の「其ノ他癩豫防法上警察ニ屬スル事項」は、「東京府」では、「警視總監」が「職權」を所持するという規定である。

これに対して、1931年法第二条は、簡略に示すと、患家での「消毒其ノ他豫防法」の実施規定、「病毒傳播ノ虞アル」職業への従業禁止規定、「病毒傳播ノ虞アル」私的所有物の「消毒」方・「破棄」方規定であり、これらを行政措置として法的に規定し、罰則(1931年法第十條)を設けて、強制執行することが可能な法理になっている。再々度、1931年法「施行規則」第八條ノ二を掲げておく。

第八條ノ二 癩豫防法第二條ノ二ノ行政官廳ノ職權ハ内務大臣又ハ地方長官之ヲ行フ

この規定により、患家への、行政サイドおよび警察サイドからの、介入の余地が生じる。しかし、どれだけの関係者が、社会的偏見に曝されていた沖縄本島区のハンセン病患家に立寄ったのだろうか。むしろ、これらの介入公務は、当事者たちにより忌避されていたことも考えられるが、これは沖縄のみに固有の問題であろうか。

この点は、単純すぎる図式ではあるが、「傳染病豫防假規則」から「傳染病豫防法」へと至る法展開のもと、警察衛生と行政衛生との対立、即ち警察による病者取締と、行政衛生による病者救恤との対立を、出来た現実があった(谷口,1998)

(笠原,2010)(小島,2010)。病者取締は、その收容先が実在してこそ、現実味を帯びる。しかし、当時の沖縄本島区下では、医療体制も整わず、ハンセン病者たちを收容する施設は実在しておらず、青木患哉が直面した当時のハンセン病者たちの放置という過酷な現実があったとすれば、当時の沖縄本島区下での過酷な病者取締は、例外はあるが、むしろ現実的でなかったことが考えられる。〈病者放置〉という当時の沖縄の現実は、この様な、癩予防に関する法律の機能不全の局面を、指し示しているのではないだろうか。

この点に関して、1931年法では、私宅療養病者の従業禁止方と病者の物品消毒方・破棄方に、衛生行政側の職務権限が限定され、1907年法と1931年法との病者取扱方の落差が、如実に表われる。「第八條ノ二」は、1907年法および1931年法とも、全くの同文である。

## 2-10. 小括

1907年法と1931年法には、非連続的な局面と連続的な局面がある。まず、非連続な局面は、「癩患者ニシテ療養ノ途ナク且救護者ナキモノ」から「癩患者ニシテ病毒傳播ノ虞アルモノ」への、收容規定をめぐる改正点である。

この收容規定の改正により、第一に、1931年法における罰則規定の強化と強制執行規定とが連動する領域の拡大が、「病毒傳播ノ虞」に関する法理に基づけられて、私有物の消毒・破棄(特に病者の愛玩物の破棄を強制執行する場合、病者にとって過酷な事態になると考えられる)や、従業禁止規定によって、広がった。この点で、病者・同伴者・同居人・患家の日常生活への法的介入がなされることになる。

次に、連続的な局面をみていこう。1907年法において收容対象であった「癩患者ニシテ療養ノ途ナク且救護者ナキモノ」という病者の中でも最底辺に位置づけられる社会層の病者たちの、療養所への收容は、形式的に、1931年法においては排除されているようにもみえる。だが、1931年法はおろか、1907年法改正により、同法が法的効用を

持っていた時期から、「癩患者ニシテ療養ノ途ナク且救護者ナキモノ」も、直接入所が可能であった(1907年法「施行規則」第二条ノ二)。この点に加えて、病者・同伴者・同居人の「救護」規定(1907年法第二條および1931年法第二條)、病者及び患家への「生活費の保証」(1931年法第五條)、更には再検診に伴う強制執行停止(1907年法および1931年法第七條)も含め、病者・同伴者・同居人・患家への救恤の法理は、1907年法から1931年法へ、継承されている。特に、沖縄社会において、青木恵哉の〈病縁ネットワーク〉のなかに居た様な、物質的にも症状的にも、最底辺に置かれた病者・同伴者・同居人・患家にとって、1907年法および1931年法の救恤の法理は、これらの病者たちの利害状況にとって、利するところがあったと考えられる。

その一方で、1907年法および1931年法と、それらの「施行規則」には、温度差の様なものが、存在している。この点は、1907年法および1931年法と、それらの「施行規則」との間での「届出」規程のくい違いにみられる。1907年法および1931年法では、病者情報は、医師から「地方長官」へと届け出る規定になっている。しかし、客の「施行規則」によると、いずれも、医師から「行政官廳」・「地方長官」に、直接、「届出」のではなく、医師から警察官署に渡り、そこから「行政官廳」・「地方長官」に届け出る規定になっている。

この事態は、1907年法および1931年法において、それぞれの「施行規則」により規定された警察官署の職権、即ち〈医師⇒警察官署⇒「行政官廳」・「地方長官」〉という「届出」の系統における最終的な文書作成および「届出」という警察官署の職権のマスクングが、国法水準で為されていたと解釈することができる。国法と地方制度との中間的な位置を占める「施行規則」では、1907年法および1931年法では示されていない職権規定、それ故に、1907年法および1931年法の各規定よりも広い警察の職権規定が、「施行規則」に定められ、更に各道府県による「施行細則」「施行手続」では、1907年法および1931年法よりも「施行規則」を踏

まえた條項が綴られている。

この点から窺えることは、法執行に伴い、国と道府県、および市町村の間での上下関係が法的に構造化されており、1907年法および1931年法の各規程は、実際にそれを運用・執行する市町村官吏および所轄の警察官吏に、所謂「丸投げ」の状況となり、1907年法および1931年法の規程を実際に運用・執行する上で、病者の利害状況を著しく貶めるような事態に関して、1907年法および1931年法を公布した国の水準では、その責任を逃れることが可能になるという点であるが、このように考えるのは、暴論であろうか。

この点はともかく、療養所を持たぬ道府県、療養所が遠い道府県の病者には、療養所施設の恩恵はほど遠く、「生活費」を含む救護方の厚生福利が、重要な意味を持つことになる。療養所を近くにもつ地の利から疎外され〈負の現実〉に対して、病者に利する法的効能は、どれだけ発揮できたのか、できなかったのかという点が、辺境の沖縄・奄美、そして北海道その他の僻地から観た場合、問われる必要があるのではないだろうか。

## 参考文献

- 青木恵哉(1972)『選ばれた島』新教出版  
 赤松梅吉・竹中鑑之助校訂、佐々木英光編纂(1909)『医事法令全集』中央法律学館  
 猪飼隆明(2005)『「性の隔離」と隔離政策』熊本文化会館出版会  
 猪飼隆明(2016)『近代日本におけるハンセン病政策の成立と病者たち』校倉書房  
 磯貝元編(1999)『明治の避病院——駒込病院医局日誌抄』思文閣出版  
 稲葉光彦(1993)『日本社会福祉制度概説』慶應通信  
 稲葉光彦(1994)『窮民救助制度の研究——帝国議会開設以前史』慶應通信  
 稲福盛輝(1995)『沖縄疾病史』榕樹書林  
 上原信雄編(1964)『沖縄救癩史』財団法人沖縄らい予防協会〔「救癩」と略記〕  
 沖縄愛楽園自治会編(1989)『命ひたすら——療養

- 50年史』沖縄愛楽園自治会〔『命』と略記〕
- 沖縄愛楽園自治会編(2006)『沖縄県ハンセン病問題証言集 資料編』沖縄愛楽園自治会国立ハンセン病資料館編(2013)『ハンセン病関連法令等資料集』国立ハンセン病資料館
- 佐藤官吉(1936)『医事便覧』大分郡醫師会
- 笠原英彦(2010)『日本行政史』慶応義塾大学出版会
- 笠原英彦(2010)「『衛生警察』と『自治衛生』の相克——衛生行政の模索と転換」、『日本行政史』慶応義塾大学出版会、所収
- 河合鋼太郎編纂(1894)『防疫類集 全』擴永舎
- 窪田静太郎(1897)「傳染病豫防法解釋」、林茂香編(1897)『傳染病豫防法註釋』忠愛社、所収
- 窪田静太郎(1897)「傳染病豫防ニ關スル行政機關ヲ論ス」、林茂香編(1897)『傳染病豫防法註釋』忠愛社、所収
- 厚生省医務局(1955)『医制八十年史』印刷局朝陽会
- 厚生省医務局(1976)『医制百年史』ぎょうせい
- 小島和貴(2010)「衛生行政史」、笠原編『日本行政史』慶応義塾大学出版会、所収
- 谷口直人(1998)「『伝染病予防法』の制定過程——内務省公衆衛生行政の構想と展開」、内務省研究会編『内務省と国民』文献出版、所収
- 東京都(1983)『駒込病院百年史』第一法規
- 内務省研究会編(1988)『内務省と国民』文献出版
- 中村文哉(2017)「関連豫防法下における『癩豫防ニ關スル法律』の法理——コレラ・伝染病・『癩』と地域社会」『山口県立大学社会福祉学部紀要』第24号
- 名古屋市衛生組合總連合會編(1941)『衛生関係法令例規類集』名古屋市衛生組合總連合會
- 森川恭剛(2005)『ハンセン病差別被害の法的研究』法律文化社
- 廣川和花(2011)『近代日本のハンセン病問題と地域社会』大阪大学出版会
- Waka Hirokawa (2018) “When Medicine Participates in Field Studies: Epidemiological Research of Hansen’s Disease during Pre and Wartime Japan” in “*Historia Scientiarum*”, Vol. 27-2. The History of Science Society of Japan
- 藤野豊(1993)『日本ファシズムと医療』岩波書店
- 藤野豊(1998)「民族衛生の成立——厚生省への道」、内務省研究会編『内務省と国民』文献出版、所収
- 犀川和夫(1999)『ハンセン病政策の変遷——附沖縄のハンセン病政策』沖縄県ハンセン病予防協会
- 山本俊一(1982)『コレラ史』東京大学出版会
- 山本俊一(1993)『日本らい史』東京大学出版会

図1. 1931年法の全体と1907年法改正箇所  
※同一條は、前段が1907年法、後段が1931年法

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル明治四十年法律第十一號中改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和六年四月一日

内閣總理大臣 濱口 雄幸

内務大臣 安達 謙藏

法律第五十八號

明治四十年法律第十一號中左ノ通改正ス

本法ニ左ノ題名ヲ付ス

癩豫防法

第一條 醫師癩患者ヲ診斷シタルトキハ患者及家人ニ消毒其ノ他豫防方法ヲ指示シ且三日以内ニ行政官廳ニ届出ヘシ其ノ轉歸ノ場合及死體ヲ檢案シタルトキ亦同シ

第二條 癩患者アル家又ハ癩病毒ニ汚染シタル家ニ於テハ醫師又ハ當該吏員ノ指示ニ從ヒ消毒其ノ他豫防方法ヲ行フヘシ

第二條ノ二 行政官廳ハ癩豫防上必要ト認ムルトキハ左ノ事項ヲ行フコトヲ得

一 癩患者ニ對シ業務上病毒傳播ノ疑ヒアル職業ニ從事スルヲ禁止スルコト

二 古着、古蒲団、古本、紙屑、襤褸、飲食物其ノ他ノ物件ニシテ病毒ニ汚染シ又ハ其ノ疑アルモノノ賣買若ハ授受ヲ制限シ若ハ禁止シ、其ノ物件ノ消毒若ハ廢棄ヲ爲サシメ又ハ其ノ物件ノ消毒若ハ廢棄ヲ爲スコト

第三條 癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキモノハ行政官廳ニ於テ命令ノ定ル所ニ從ヒ療養所ニ入ラシメ之ヲ救護スヘシ但シ適當ト認ムルトキハ扶養義務者ニシテ患者ヲ引取ラシムヘシ必要ノ場合ニ於テハ行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ前項患者ノ同伴者又ハ同居者ニ對シテモ一時相當ノ救護ヲ為スヘシ

前三項ノ場合ニ於テ行政官廳ハ必要ト認ムルトキハ市町村長(市制町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ市町村長ニ準スヘキ者)ヲシテ癩患者及其ノ同伴者又ハ同居者ヲ一時救護セシムルコトヲ得

第三條 行政官廳ハ癩豫防上必要ト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ癩患者ニシテ病毒傳播ノ虞アルモノヲ國立療養所又ハ第四條ノ規定ニ依リ設置スル療養所ニ入所セシムベシ必要ノ場合ニ於テハ行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ前項患者ノ同伴者又ハ同居者ニ對シテモ一時相當ノ救護ヲナスベシ

前二項ノ場合ニ於テ行政官廳ハ必要ト認ムルトキハ市町村長又ハ之ニ準ズベキ者ヲシテ癩患者及其ノ同伴者又ハ同居者ヲ一時救護セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ市町村長又ハ之ニ準ズベキ者ニ於テ一時救護ヲ爲ス場合ニ要スル費用ハ必要アルトキハ市町村又ハ之ニ準ズベキ者ニ於テ繰替支辨スベシ

第四條 主務大臣ハ二以上ノ道府縣ヲ指定シ其ノ道府縣内ニ於ケル前條ノ患者ヲ收容スル爲必要ナル療養所ノ設置ヲ命スルコトヲ得

前項療養所ノ設置及管理ニ關シ必要ナル事項ハ主務大臣之ヲ定ム

主務大臣ハ私立ノ療養所ヲ以テ第一項ノ療養所ニ代用セシムルコトヲ得

第四條ノ二 前條ノ療養所ノ長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ被救護者入所患者ニ對シ必要ナル懲戒又ハ檢束ヲ加フルコトヲ得

第五條 救護ニ要スル費用ハ被救護者ノ負擔トシ被救護者ヨリ辨償ヲ得サルトキハ其ノ扶養義務者ノ負擔トス  
第三條ノ場合ニ於テ之カ爲要スル費用ノ支辨方法及其ノ追徴方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 私立ノ癩療養所ノ設置及管理ニ關シ必要ナル事項ハ主務大臣之ヲ定ム

第六條 扶養義務者ニ對スル患者引取ノ命令及費用辨償ノ請求ハ扶養義務者中ノ何人ニ對シテモ之ヲ爲スコトヲ得但シ費用ノ辨償ヲ爲シタル者ハ民法第九百五十五條及第九百五十六條ニ依リ扶養ノ義務ヲ履行スヘキ者ニ對シ求償ヲ爲スコトヲ妨ケス

第六條 北海道地方費又ハ府縣ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ第二條ノ二第一號ノ規定ニ依ル從業禁止又ハ第三條第一項ノ規定ニ對シ其ノ生活費ヲ補給スベシ

第七條 左ノ諸費ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス但シ沖縄縣及東京府伊豆七島小笠原島ニ於テハ國庫ノ負擔トス  
一 被救護者又ハ其ノ扶養義務者ヨリ辨償ヲ得サル救護費  
二 檢診ニ關スル費用  
三 其ノ他道府縣ニ於テ癩豫防上施設スル事項ニ關スル諸費

第四條第一項ノ場合ニ於テ其ノ費用ノ分担方法ハ關係地方長官ノ協議ニ依リ之ヲ定ム若シ協議調ハサルトキハ主務大臣ノ定ムル所ニ依ル

第四條第三項ノ場合ニ於テ關係道府縣ハ私立ノ療養所ニ對シ必要ナル補助ヲ爲スヘシ此ノ場合ニ於テ其ノ費用ノ分担方法ハ前項ノ例ニ依ル

一 第二條ノ二第二號ノ規定ニ依リ行政官廳ニ於テ物件ノ消毒又ハ廢棄ヲ爲ス場合ニ要スル諸費  
二 入所患者(國立癩療養所入所患者ヲ除ク)及一時救護ニ關スル諸費  
三 檢診ニ關スル諸費  
四 其ノ他道府縣ニ於テ癩豫防上施設スル事項ニ關スル諸費

第七條ノ二 本法ニ依リ北海道地方費又ハ府縣ニ於テ負擔スベキ費用ハ東京府伊豆七島及小笠原島ニ於テハ國庫ノ負擔トス

第八條 國庫ハ前條第六條及第七條ノ規定ニ依ル道府縣ノ支出ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ六分ノ一乃至二分ノ一ヲ補助スルモノトス

第九條 行政官廳ニ於テ必要ト認ムルトキハ其ノ指定シタル醫師ヲシテ癩又ハ其ノ疑アル患者ノ檢診ヲ行ハシムコトヲ得  
癩ト診斷セラレタル者又ハ其ノ扶養義務者親族ハ行政官廳ノ指定シタル醫師ノ檢診ヲ求ムルコトヲ得  
行政官廳ノ指定シタル醫師ノ診斷ニ不服アル患者又ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ更ニ檢診ヲ求ムルコトヲ得

第十條 醫師第一條ノ届出ヲ爲サス又ハ虚偽ノ届出ヲ爲シタル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十條 第一條ノ規定ニ違反シ又ハ第二條ノ二ノ規定ニ依ル行政官廳ノ處分ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十條ノ二 第二條ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

第十一條 第三條ノニ違反シタル者ハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十一條 醫師若ハ醫師タリシ者又ハ癩豫防事務ニ關係アル公務員又ハ公務員タリシ者故ナク業務上取扱ヒタル癩患者又ハ其ノ死者ニ關シ氏名、住所、本籍、血統關係又ハ病名其ノ他癩タルコトヲ推知シ得ベキ事項ヲ漏泄シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十二條 行旅死亡人ノ取扱ヲ受クル者ヲ除クノ外行政官廳ニ於テ救護中療養所ニ入所中又ハ第三條第二項及第三項ノ規定ニ依ル一時救護中死亡シタル癩患者ノ死體又ハ遺留物件ノ取扱ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

図2. 改正反映 「1931年(S6) 7月15日内務省令第十六號 癲癩防施行規則」

※各條項表記は、前段が1907年法、後段が1931年法

内務省令第十六號 明治四十年内務省令第十九號中左ノ通改正ス 昭和六年七月十五日 内務大臣 安達謙藏 本令ノ題名ヲ左ノ如ク改ム 癲癩防法施行規則	
第一條 明治四十年法律第十一號第一條ノ届出ハ患者又ハ死體所在地ノ警察官署ニ之ヲ爲スヘシ 癲癩患者ヲ診察シタル醫師ハ故ナク事實ヲ漏泄スルコトヲ得ス	
第一條 癲癩防法第一條ノ届出ハ患者又ハ死體所在地ノ警察官署ニ之ヲ爲スベシ	
第二條 癲癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキモノアルトキハ警察官署ハ一時之ヲ救護シ又ハ市町村長ヲシテ一時之ヲ救護セシメ其ノ旨ヲ患者ノ家族又ハ扶養義務者ニ通知シ且患者ノ本籍、住所、氏名及病況並扶養義務者ノ住所、氏名等ヲ具シテ地方長官ニ報告スヘシ 地方長官ニ於テ前項ノ報告ヲ受タルトキハ療養所ニ照會ヲ經タル上送致ノ手續ヲ爲スヘシ但シ適当ト認ムル扶養義務者アルトキハ之ニ對シ患者ノ引取ヲ命スヘシ <u>警察官署ハ必要ト認ムルトキハ第一項ノ癲癩患者又ハ其ノ同伴者若ハ同居者ニ對シ一時相當ノ救護ヲ爲シ又ハ市町村長ヲシテ之ヲ爲サシムヘシ</u>	
第二條ノ二 療養所ノ長又ハ代用療養所所在地地方長官ハ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキ癲癩患者ニシテ直接入所ヲ申出タルモノアルトキハ特ニ必要ト認ムル場合ニ限り前條ノ規定ニ拘ラズ之ヲ直ニ收容スルコトヲ得 前項ノ規程ニ依リ收容シタル場合ニ於テ療養所ノ長ハ國立療養所ニ在リテハ内務大臣、道府縣ノ療養所ニ在リテハ管理者タル地方長官ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス	
第二條 癲癩患者ニシテ病毒傳播ノ虞アルモノアルトキハ警察官署ハ患者ノ所在、環境及病狀等ヲ具シテ地方長官ニ報告スベシ 地方長官ニ於テ前項ノ報告ヲ受ケタル場合癲癩防上必要ト認ムルトキハ所定ノ療養所ニ照會ヲ經タル上送致ノ手續ヲ爲スベシ <u>警察官署ハ必要ト認ムルトキハ第一項ノ癲癩患者又ハ其ノ同伴者若ハ同居者ニ對シ一時相當ノ救護ヲ爲シ又ハ市町村長若ハ之ニ準ズベキ者ヲシテ之ヲ爲サシムベシ</u>	
第二條ノ二 療養所ノ長ハ病毒傳播ノ虞アル癲癩患者ニシテ直接入所ヲ申出タルモノアルトキハ特ニ必要ト認ムル場合ニ限り前條ノ規定ニ拘ラズ之ヲ直ニ收容スルコトヲ得 前項ノ規程ニ依リ收容シタル場合ニ於テ療養所ノ長ハ國立療養所ニ在リテハ内務大臣、道府縣ノ療養所ニ在リテハ管理者タル地方長官ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス	
第三條 前條ニ依リ癲癩患者ヲ入ラシムヘキ療養所ハ救護地道府縣ノ療養所トス但シ療養所管理者ノ協議ニ依リ之ヲ變更スルコトヲ得	
第三條 第二條ニ依リ癲癩患者ヲ入ラシムベキ療養所ハ患者所在道府縣ノ療養所又ハ國立療養所トス但シ療養所管理者ノ協議ニ依リ之ヲ變更スルコトヲ得	
第四條 明治四十年法律第十一號第四條ノ療養所ハ内務大臣ノ指定シタル設立地ノ地方長官ニ於テ之ヲ建設管理スヘシ 当該地方長官ハ内務大臣ノ認可ヲ得テ療養所ノ位置ヲ定ムヘシ	
第四條 癲癩防法第四條ノ療養所ハ内務大臣ノ指定シタル地方長官ニ於テ之ヲ建設管理スベシ 当該地方長官ハ内務省ノ認可ヲ得テ療養所ノ位置ヲ定ムベシ	

第五條 明治四十年法律第十一號第四條第三項ノ場合ニ於テハ療養所所在地地方長官ハ療養所ノ設立者ニ對スル命令条件ヲ定メ内務大臣ノ認可ヲ受テヘシ

第五條 癩豫防法第六條ニ依リ生活費ヲ受クベキ者ハ左ノ各號ノ一ニ該当スルモノニ限ル  
 一 従業ヲ禁止セラレタル者  
 二 従業ヲ禁止セラレ又ハ入所セシメラレタル当時本人ノ収入ニ依リ生計ヲ維持シタル者  
 生活費ノ補給ハ生活ニ必要ナル限度ヲ超ユルコトヲ得ズ  
 生活費補給ノ程度、方法及期間ニ關スル事項ハ地方長官ニ於テ之ヲ定ム

第五條ノ二 療養所ノ長ハ入所患者ニ對シ左ノ懲戒又ハ檢束ヲ加フルコトヲ得

- 一 譴責
- 二 三十日以内
- 三 七日以内常食二分ノ一マデノ減食
- 四 三十日以内ノ監禁

前項第三號ノ處分ハ第二號又ハ第四號ノ處分ト併課スルコトヲ得。

第一項第四號ノ監禁ニ付テハ情狀ニ依リ國立癩療養所ニ在リテハ内務大臣、道府縣ノ療養所ニ在リテハ管理者タル地方長官ノ認可ヲ經テ其ノ期間ヲ二箇月マデ延長スルコトヲ得

第五條ノ三 前條ノ外懲戒又ハ檢束ニ關シ必要ナル細則ハ國立癩療養所ニ在リテハ内務大臣、道府縣ノ療養所ニ在リテハ管理者タル地方長官ノ認可ヲ經テ療養所ノ長之ヲ定ム

第六條 明治四十年法律第十一號第九條第一項第二項行政官廳ノ職權ハ警察官署之ヲ行フ  
 警察官署ノ指定シタル醫師ノ診斷ニ不服アル患者又ハ其ノ扶養義務者ハ發病以來ノ症候、經過及反對意見ヲ有スル醫師ノ診斷書其ノ他不服ノ理由ヲ具シ書面ヲ以テ地方長官ニ對シ其ノ指定シタル醫師ノ檢診ヲ請求スルコトヲ得  
 前項ノ場合ニ於テハ地方長官ハ檢診ノ場所及日時ヲ請求者ニ通知シ二人以上ノ醫師ヲ指定シテ檢診ヲ行ハシムヘシ  
 此ノ場合ニ於テ請求者ハ其ノ費用ヲ以テ反對意見ヲ有スル醫師ヲ立會セシムルコトヲ得  
 檢診ノ爲病院其ノ他ノ場所ニ滞留ヲ命セラレタル患者其ノ命ヲ遵守セザルトキハ檢診ノ請求ヲ取消シタルモノト看做ス

第六條 癩豫防法第九條第一項第二項行政官廳ノ職權ハ警察官署之ヲ行フ  
 警察官署ノ指定シタル醫師ノ診斷ニ不服アル患者又ハ其ノ親族ハ發病以來ノ症候、經過及反對意見ヲ有スル醫師ノ診斷書其ノ他不服ノ理由ヲ具シ書面ヲ以テ地方長官ニ對シ其ノ指定シタル醫師ノ檢診ヲ請求スルコトヲ得  
 前項ノ場合ニ於テハ地方長官ハ檢診ノ場所及日時ヲ請求者ニ通知シ二人以上ノ醫師ヲ指定シテ檢診ヲ行ハシムヘシ  
 此ノ場合ニ於テ請求者ハ其ノ費用ヲ以テ反對意見ヲ有スル醫師ヲ立會セシムルコトヲ得  
 檢診ノ爲病院其ノ他ノ場所ニ滞留ヲ命セラレタル患者其ノ命ヲ遵守セザルトキハ檢診ノ請求ヲ取消シタルモノト看做ス

第七條 檢診ノ請求ハ行政處分ノ執行ヲ停止セス但シ当該官庁ニ於テ必要ト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

第七條 檢診ノ請求ハ行政處分ノ執行ヲ停止セズ但シ当該官庁ニ於テ必要ト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

第八條 行旅死亡人ノ取扱ヲ受クル者ヲ除ク外行政官庁ニ於テ救護中死亡シタル癡患者ノ死體及遺留物件ノ取扱ニ關シテハ行旅病人及行旅死亡人取扱法ノ規定ヲ準用ス但シ市町村長ニ於テ救護中死亡シタル場合ヲ除ク外同法中市町村長ノ職務ハ當該行政官廳之ヲ行フ

第八條 行旅死亡人ノ取扱ヲ受クル者ヲ除ク外療養所ニ入所中又ハ癡豫防法第三條第二項及第三項ノ規定ニ依ル一時救護中死亡シタル癡患者ニシテ引取者ナキモノノ死體及遺留物件ノ取扱ニ關シテハ行旅病人及行旅死亡人取扱法ノ規定ヲ準用ス但シ市町村長又ハ之ニ準ズベキ者ニ於テ一時救護中死亡シタル場合ヲ除ク外同法中市町村長ノ職務ハ當該行政官廳之ヲ行フ  
療養所入所中死亡シタル癡患者ノ死體ハ之ヲ火葬スルコトヲ得

第八條ノ二 癡豫防法第二條ノ二ノ行政官廳ノ職權ハ内務大臣又ハ地方長官之ヲ行フ  
本令ニ依リ市長ニ屬スル職務ハ東京市、京都市及大阪市ニ於テハ區長ヲシテ之ヲ補助執行セシムルコトヲ得

※ 1931 年法第九條全体を削除

第九條 第三條及第六條ノ地方長官ノ職權其ノ他癡豫防法上警察ニ屬スル事項ハ東京府ニ於テハ警視總監之ヲ行フ  
本令狀ニ依リ市長ニ屬スル職務ハ東京市、京都市及大阪市ニ於テハ區長ヲシテ之ヲ補助執行セシムルコトヲ得

附則

本令ハ昭和六年法律第五十八號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

## Sociological Consideration on the Legal Relationships between two Prevention Laws for “Leprosy” and its Legal Influences to the Patients with Hansen Disease in Okinawa Society

Bun'ya NAKAMURA

In this paper, we consider some legal relationships between “Prevention Law for Leprosy” at 1907 (Law1907) and “Leprosy Prevention Law” at 1931 (Law1931). “Prevention Law for Leprosy” (1907) was revised “Leprosy Prevention Law” at 1931. Both laws for Leprosy Prevention was proclaimed with “the national regulations for the enforcement of Law for Leprosy Prevention”. These series of Law was rearranged for the prefectural regulations “the detailed regulations for the enforcement of leprosy prevention” and “the local regulative procedures for the enforcement of Law for Leprosy Prevention” proclaimed by each prefectures.

In this paper, we try to trace those articles and clauses in order to clarify the some legal relationships between Law 1907 and Law 1931, which means successions and revisionary differences of both laws. Then, we consider some making processes of the list of Leprosy patient and some legal structures of it. And then, we analyze some processes of the official report to each prefectural governors from regional polices. It is different between Law 1907 and Law 1931 that contained those articles and clauses of the legal way of procedure to patient's accommodation into sanatoriums; in Law 1907, it was possible to accommodate only a patient without protection, on the other hand, in Law 1931 was to a patient who had been in medical dangers to infectious. In other sides, both Laws had been protected to the poor patient and their families, which had been a common feature.

Our considerations, however, do not refer to the main points of issue at the articles and clauses of the prohibition related interpersonal employees and the supply for some livelihood protections, because of the capacities of our paper's volume. These important points at issue will consider on the other papers.

Our considerations, finally, will clarify the problems on the relevance between two prevention laws and the everyday life of the patients with Hansen disease at Okinawa prefecture in those days.

Key-world : Hansen's disease, “The Law of Leprosy Prevention” at 1907, “Leprosy Prevention Law” at 1931, The national regulations for the enforcement of leprosy prevention, The detailed regulations for the enforcement of leprosy prevention in Okinawa prefecture